

(第二類 第三号)

第八十五回国会 科学技術振興対策特別委員会議録 第二号

昭和五十三年十月十八日(水曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 岡本 富夫君

理事 小沢 一郎君

理事 小宮山重四郎君

理事 日野 市朗君

理事 吉田 之久君

伊藤宗一郎君

佐藤 文生君

塚原 俊平君

原田昇左右君

渡辺 栄一君

上坂 昇君

馬場猪太郎君

古寺 宏君

中馬 弘毅君

宇野 宗佑君

玉沢徳一郎君

田畠政一郎君

近江巳記夫君

瀬崎 博義君

与謝野 韶君

安島 友義君

田畠政一郎君

近江巳記夫君

瀬崎 博義君

委員の異動
九月二十九日

辞任

小宮 武喜君

吉田 之久君

補欠選任

古寺 宏君

近江巳記夫君

吉田 之久君

同日

辞任

古寺 宏君

近江巳記夫君

吉田 之久君

補欠選任

古寺 宏君

近江巳記夫君

吉田 之久君

同日

辞任

それの方針をとつてまいらねばならぬ、このように考へておるわけでござります。

○石野委員 国民に安全性に対しての理解を願いたいというそれだけで、この原子力行政に対する国民の信頼感といふものは出でくるんですか。政府としてはどういうことをやらなければいかぬのですか。そのところをお聞きしたいのですよ。

○熊谷國務大臣 国民に御理解を願うということは、言葉で言えば一言で済みますが、その方法についてはいろいろあると考へております。もう少し具体的に申し上げますと、必要性ということについては大体今までのやり方でそれほど不足している点はないかと考へますが、安全性というものにつきましてはまだまだ不十分ではないかと考えております。今までのやり方では不十分ではないかと考へておられます。

そこで、それではどういうふうにしていくかと、いろいろな安全性的工学的な研究でありますとか、あるいはそのほかいろいろな技術的な問題についての安全性のあくなき追求という問題を進めていかねばならぬと思います。ただ、一面におきましては、絶対の安全などということは、もう原子力に限らずすべての現在の機器やサービスには期待することがむずかしいわけでござります。したがって、もちろん原子力におきましては絶対の安全性を目指してあくなき追求を続けるといふことは第一の問題であります。それと合わせまして、現在の原子力の平和利用は、忠実に現在の安全規制を守つて慎重に運転してまいりましたならば、まずまず実用には供し得る、こういう一つの考え方を私どもは持つておるわけであります。

そこで、そういう点につきまして、やはり国民の方に理解をお願いしなければならぬ。それには、先ほどから申し上げておりますように、いままでの理解の普及という程度では不十分かと思つてい

るわけであります。これには、一応実際にたとえば原子力発電所が運転されておりますそういういわゆる地元の市町村なりあるいは県なり、そういう

う県民の方々、まあすべてというわけにはいきませんが、それぞのオピニオンリーダーとしているいろいろ問題に特に関心を持つておられます方ともう少し忌憚のない話し合いで重ねまして、そして理屈はこうだが実際問題としてこのような場合に

は一体どう考へるか、こういうなはどういう性格のものであるかというような、そういう日常実際運営の上から生じますいろいろな問題について十分な話し合いを行い、それについてさらに検討しなければならぬ点は、政府なり企業者において検討し、またわかつていただくところは御理解していただき、御理解いただけるところは御理解していただくというふうなことを絶えず積み重ねまして、そしてそこにおいて生まれてまいりました理

解を国民全般にだんだん広めていくといったような、そういうやり方を考えなければならぬと思うわけであります。

そういう二つの問題を申し上げましたが、いままでとにかく何か開発推進型であつて安全規制の方は従になつてゐるのではないか、そういうあたり方についての御批判ももちろん承つていますが、そ

ういうつもりではないいたしましても、そういうふうに見られるという点があれば十分反省いたしまして、決してそうじゃない——原子力の平和利用ということは政府としての基本方針であります。されば政府としても反対していかななければなりませんし、またそういう点並行してやつていくわけですが、その平和利用を推進するためにも安全性の理解ということが欠かせないことがあります。それはもちろん並行してやつていくわけではありませんが、決して一方に偏しておるのではありませんか。

○熊谷國務大臣 さつきも申し上げましたとおり、責任をとるということはきわめて重要な問題でありますから、そういう考え方につきましては、長官、行政機構として責任をとらすということに

○石野委員 長官の言おうとすることは理解できませんでしたけれども、そこで一番問題になるのは、たと

えばいまお話しになりましたように、安全性についてはまだ不十分であるからその点についてはやはり追求していかなければいかぬのだといふお話をございました。開発優先と書われることについて反省するんだ、こういうお話をごもつともの

ようだけのことやろうと思つたら、政府は自分の言ったこととやることに対する責任をとるということをやはり長官としてはきちっと行政面において押さえることが一番大切なのじやないかと思いますが、そういう点はどうですか。長官は、政府の言動というものに対する責任、すべてのものに対する責任を厳格にとらめるといふことの必要性を痛感していませんか。どうですか。

○熊谷國務大臣 具体的な問題は別といたしまして、いま言われました基本的趣旨については異論のあるところはありません。

○石野委員 行政面におけるところの政府のやつたこと、言つたことについて責任をとるということがないから、国民の不信感が出てくるのです。政府がやはり規制法をきちっと守つて、やつたことに対する責任をびしつとつておれば、恐らく皆さんもいろんな点で考へた上でやつていることですから、国民はそれに対する信頼感を持つと思うのですが、この責任を明確に追及させるということへの長官の姿勢がなかつたら、これはとても国民は信頼することができないのと違いますか。

長官、行政機構として責任をとらすということについて、どうなんですか。

○熊谷國務大臣 さつきも申し上げましたとおり、責

任をとるということはきわめて重要な問題でありますから、そういう考え方につきましては、たゞいま先生の御指摘の「むつ」の安全審査の審査を行つて許可をしたことについての責任が一つあるわけなんです。ところが、この責任が一つあるわけなんですね。長官は、この問題の審査でパスをさせたという審査会の責任が不明確なんですよ。原子力委員会の方では、これは基本設計の方だけであつて、問題は詳細設計だ、詳細設計の方では、だれが責任なのかひとつもわからぬままに、この「むつ」の問題についての責任者、許可をしたことについての責任者は全然出ないままできているのです。長官は、この問題についてはどういうふうにお考へになつておりますか。

○牧村政府委員 安全専門審査会は、従来の形で申し上げますと原子力委員会の下部組織でございまして、安全専門審査会は原子力委員会の指示を受けて原子炉の安全について審査をするという役割を持つておるわけでございます。

たゞいま先生の御指摘の「むつ」の安全審査の場合を考えますと、当時は原子力委員会も基本設計の設置の許可ということに対しての安全審査のみを実施しておつたわけでございます。したがいまして、安全審査会は基本設計についての安全審

査を原子力委員会から指示を受けて審査をしたところが、その結果、その基本設計の考え方が詳細設計段階以降の行政の行う審査面に十分伝わらなかつたために、あのようないいな原因が招来したと考えられておりまけでございます。したがいまして、一義的には、先生御指摘ではござりますけれども、安全審査会にはそのような詳細設計以降の審査の注文を出していなかつた時代のこととございましたので、私どもは安全審査会はそういう点で責任を持ちにならぬとは考えていないわけとござります。

しかしながら、今回の基本法等の改正によりまして、特に国会の附帯決議等あるいは審議中の御議論等を受けまして、また今回の安全委員会の安全審査のあり方は、詳細設計のチェックのみに限らず、重要事項につきましては詳細設計以降の段階の設計認定段階のものまで十分ダブルチェックするという御方針をいただきましたし、私どもも安全委員会の重要な仕事として対処していくたいと考えております。

なお、この「むつ」問題が起きましたからはこの点反省いたしまして、当時の原子力委員会も、その後の審査に当たりましては設計認定段階の重要な事項についても関係行政機関から報告を受けてチエックをするという方式をとつておりましたけれども、今後はさらにそれを強化いたして先生御指摘のようないいことが今後起こらないように対処してまいりたいと考えておる次第でございます。

○石野委員 国民が原子力行政に対する政府のやり方について信頼をするということは、やはり政府がそれだけの責任を自覚して国民に対処するということがなかつたら、どんなことをやつたて国民は信頼しないと思うのです。いま「むつ」問題の事故のあったときのことをここで繰り返します。その中に、当時の専門委員会の委員長をしておりました内田さんが新しくできる原子力安全委員会の委員になられる。うわさは聞いておりま

たけれども、はつきりした名前が出ておりませんでしたから……。当時この問題について唯一の責任者であります。局長からはいろいろな言いわけがあります。局長から安全審査会が安全だと言つたから大丈夫なんだという発言を信じているのであります。原子力委員もまた、そういうふうに信じているのです。だけれども、いま局長は、原子力委員会の命によつて小委員長はやつたのだから、命の範囲でしかやらないのだと言う。こんな無責任な態度で安全の問題をあなた方が行政指導するとするなら、国民は信頼しませんよ。安全委員会といふものは、命を受けた以上に、まだ科学的に不審があればどんどん追求していって、それにこたえられるということでなければならぬ。ここまでしか命令を受けていないのだから、それ以上のことは、仮に疑問があつてもやらないのだ、そういうような安全委員会なら幾らつくつたつてだめですよ。

私は、そくらの責任を感じた人がこの長になつてゐるのだろうと思いますよ。原子力委員会は、どちらかといふと大学の先生方がやられておつて、片手間にやつてゐるのだといふやうなふうとあつて、これではいけないのじやないかという動きさえもある。にもかかわらず、この人たちは権威者だから国民はそれを信頼できるのだ、そういうふうに感じてやつてきていることはもちろんです。もちろんそれの長にいる人は、思い及ばぬことについても、あらかじめそれを指摘し、國民に過ちのないよういろいろな行政をやろうといふ立場に立つておるのだろうと思うのですよ。「むつ」のように、わずかに一・四%の臨界以後の間にしか出でないにかかわらず、あれだけの事故を起こしている。あのままで一〇〇%安全審査は大丈夫だと言つた。当時の事業団の理事長は、技術的にはもう何にも問題はありません、ただ問題になるのは経済的な側面

問題もあるけれども、これを許可した安全専門委員会の責任は大きいですよ。原子力委員会の責任は大きいですよ。この責任をだれもとらない。私は、政治的な側面でいろいろな批判があることにについては、幅はあると思うのです。しかし、技術的な側面にはそんな幅があつちや困るのであります。その責任を専門委員会の委員長である人がとらないというようなことでは、また言われないからそれをのうのうとはおかりで過ごすというようなことでは、とても国民は信頼できませんよ。新しくわれわれはこの「むつ」の問題で原子力行政の見直しをした。その見直しの上に立つて、安全委員会と原子力委員会の二つができた。その安全委員会のメンバーに当時の専門委員会の委員長が横滑りで入るというようなことなんか、国民は許せませんよ。良識があるのか、責任感を持つているのかということを言いたい。私は、内田さんでなかつたらこの委員にほかに入れる人がいないのかということを聞きたいのです。日本には、そういうふうに内田さん以外にはいないのでしょうか。

大臣に私はお尋ねしますが、「むつ」の問題におけるところの内田委員長の責任は非常に大きいと思いますよ。この問題をその当時の行政の長官が、政府が何にも問わないで、それをまた今日の安全委員会の席に横滑りさせる。こんなことでどうして国民は政府の原子力行政に信頼を置くことができるのですか。いろいろな関係でわれわれの意見はなかなか通用しないようです。しかし私は、

こういうことで国会人事が進んでいくことについても納得できません。私は長官の所見を聞きたい。これだけの問題がある内田さんをどうしてもこの委員にしなくてならないという理由、これにかかるべき人が日本にはいないのかどうかという、

この二点についてお聞きしておきたい。○熊谷国務大臣 いろいろ御意見がございました。いまこれにかわる人はいないのかどうかといふようなお尋ねもあつたかと思いますが、私どもいたしましては、いろいろな観点から十分安全委員会の発足の趣旨にかんがみまして適当と信じ

ます。にもかかわらず、ああいうよろ事故が起きておりました。この二点についてお聞きしておきたい。

○石野委員 圧力容器の中——しかしそれは一般的な作業者が入るところを見せたわけですね。船員

見は御意見として十分その趣旨は理解いたしておりますが、現在におきましては最適のお方であると信じておる次第でございます。

○石野委員 圧力容器の外側、そのところまで、規定の服装をして、そして規定の防護措置をしてごらんになつたわけです。もちろんコントロールルームとやらの方々に対しまして、原子炉の格納容器の中、圧力容器の外側、そのところまで、規定の服装

が入るところを見せたわけですね。

○野村参考人 船員の中の特に機関部員という、そういう専門の船員が主としてその辺の整備点検をやつておるわけですが、そこの部分に入られたわけでございます。

○石野委員 炉には放射線のなにが非常に少ないということを見せようとした意味だらうと思いますけれども、われわれが心配しているようないわゆる入っちゃいけないようなところはもちろん見せないでしようし、それからまた危険だと思われるような部署へは入れなかつたでしようし、そ

ましたときにも、そういう船内の保健物理の立場から防護という措置を講じて、いわゆる一般の見学者と言つてもいいと思いますが、見学者の方がお入りになつた部分ですね、そこと同じところまでお入りになつたわけでございまして、それ以上はもう入れないわけでございます。

○野村参考人 いえ、むつ港に係留されておりましたときにも、そういう船内の保健物理の立場から防護という措置を講じて、いわゆる一般の見学者と言つてもいいと思いますが、見学者の方がお入りになつた部分ですね、そこと同じところまでお入りになつたわけでございまして、それ以上はもう入れないわけでございます。

○石野委員 一般的の見学者が入るところまで入つたということが、新聞によりますと、皆さん安全だ、安全だということを強調されるようで、何か非常にわれわれ心配しているところまで全部見せて大丈夫ですよというふうな印象を与えるように新聞は報道しておりますから、やはり誤解を受けやすいもので、ちょっとお尋ねしました。皆さん開放的に見せていただくことは非常に結構だと思うのです。

○野村参考人 事業団の内規でございます。

○石野委員 内部規定と言つけれども、これは任意につくつたものなんですか。これは法に基づいてつくられているものであります。この保安規定とは社内規定ですか。

○野村参考人 原子炉等規制法のさらに下部法令でありますところの原子炉の設置、運転等に関する規則の第十五条第一項に基づいてつくった当事業団の内規であります。

○石野委員 それは規制法の要請に基づいてそう

いう総理府令による規定ができるわけですね。何条によってできているのですか。

○野村参考人 規制法の三十七条に一番根本は基づくものでございます。

○石野委員 そうすると、これは単なる社内規定とは違いますね。

○野村参考人 つまり法律に基づきまして、それから總理府令といいますか、普通、府令、省令といいますそういう規則があるわけでございます。

○石野委員 また、それに基づきまして私どもの團の内部で部内の内規としてつくった規則でございます。

○石野委員 言うところの一般の社内規定と意味は違います。

○野村参考人 意味が違うと申しますのは、要するに一番根本の基礎は法律に基づくものというこ

とでございますが、私どもの團内の規定といつも

のは、ほとんど一番根本は法律に基づくものでござります。組織といい、業務、運営といい、人事

に関する規定といい、根本は團法なりそれぞれの法律に基づいて細部を決めたものが私どもの規定

でございますから、そういう意味では一般の規定とは同じでございます。ただ、これは内規とい

ことの性質から、私ども企画立案をいたしまして、そして主務大臣の御認可をいただいて発効す

る、こういう性質のものでございます。

○石野委員 ですから、これはいわば社内規定だ。

あなたたのところの星野さんという人が、これはいわば社内規定だから、こういう簡単な言い方をしていますね。だから公開はしません、こう言つて

いるのですけれども、あなた方、こういうような見方をしているのですが。

○野村参考人 社内規定だから公開しませんとい

う星野君の発言の詳細は、恐らく新聞の記事か何

かで先生ごらんになつての御質問だと思います

見方をしているのですが。

すのであれですが、そのほか関係の地方公共団体とか、そういうところを除いては公開する性質のものではない。社内規定だから公開しないという

ことはございません。社内規定の中のいわゆる内規というものの外部に公開する性質のものでは

ない、こういうのが星野の発言の真意であると思

います。

○石野委員 公開すべき性質のものじゃないとい

うこととは、法のどこから出でてくるのですか。

○野村参考人 法律といいますか、このものの規定は一般的な原子炉の保安規定と同じ性質のものでございますが、特にこの場合について言いますと、原子力船「むつ」の原子炉の保安規定でござりますので、船に特有な船舶の航行とか、停泊と

か、係留とかに関するよう規定を盛り込んでござります。組織といい、業務、運営といい、人事

に関する規定といい、根本は團法なりそれぞれのいろいろな不法な侵入があるとか、あるいは船のノーハウが外に漏れるとか、そういうようなこ

とにに関して技術的な部分のデータでございます

が、そういうものが外に漏れるというようなこと

があつてはなりませんので、そういう防護に関する部分とかあるいは技術的なノーハウの保護と

か、そういうことを含めた内容のものであります

ゆえに公開ができない、こういう性質のものであ

ります。

○石野委員 この保安規定は、規制法の三十七条に基づいて總理府令十五条でつくられています

ね。そうすると基本的にはこの規制法の精神に基づかなければいけません。その保安規定をつくった目的はどういうところにあるのですか。

○野村参考人 これは先ほどもお答えいたしましたように、一般に原子炉の設置に関する保安規定

で、ほかの事業団といいますか、機関でおつくりになつておる保安規定と趣旨としては同じでござ

います。ただ、船舶に関する原子炉を扱つておる規定でございますから、船舶に特有の規定がある

ということでございまして、これはほかの保安規

定と全く同じ性質のものでございまして、いま申

し上げましたような防護の問題とか、極端に言

ますれば、たとえば核ジャックとか、そういうよ

うなおそれもある内容を持った保安規定でござ

りますので、そういうものを防護するための規定も

含むという点ではほかの原子炉に関する規定と全

く同一性質のもので、そういうものがありますの

で公開はいたしかねる、こういうものであります。

○石野委員 規制法の第一条の目的というところをずっとと読んでみてください。ここには「これら

の利用が計画的に行われることを確保し、あわせてこれらによる災害を防止して公共の安全を図る

ために「云々とす」と書いて、「必要な規制を行うことを目的とする。」となっている。この目的に

従つて三十七条は保安規定をつくることを要請

し、總理府はそれに基づいて十七項にわたるもの

を保安規定としてつくりなさいということを命じておるのであります。そうでしょう。

○野村参考人 先生の御発言の趣旨はよくわかります。ただ、私がさつき申し上げましたのは、核

物質の防護に関する項目とか、それから保安組織に關する項目とか、保安上重要な機器の系統にか

かわる項目とか、安全を保つ一般的な防護を図る

ということは当然でございますが、それに対していま申し上げましたような核物質とか警備体制と

か保安上の重要な機器とかいうものに対して、不法にこれを外部から、たとえばこれを核ジャック

をしようというものが出てきて、そしてそういう不法な措置が行われるということに対し防護しなければならない、そういうものに対する配慮か

らこの内規につきましては公開ができないという

ことでございまして、一般的に安全を保つためのいろいろな施策を講ずるということについては、

これは当然のこととございます。

○石野委員 私は問題を混同してはいかぬと思うのです。原子力基本法は三原則を持っております。

自ら、民主、公開の原則を持つておられます。

かも、今度の基本法改正に当たつて、第一条の規

定の中に、安全のためにということを特に入れま

した。その安全のためにということを受けとめて

いるのがこの規制法のいろいろな規定です。その規定に基づいて三十七条が要請をし、しかもこの三十七条は公開せざるを得ないようとしているわけです。「設置者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。」となっています。だから業者というのは、これは全部守らなければいけないものなんですね。そして同時に、安全を期するためにはこの保安規定をあなた方が公開しないといふ理由の大きな問題は防護しなければならぬということなんですね。防護ということと保安規定ということとは違いますよ。防護するためにあなたの方は防護規定をいろいろつくっているのでしょうか。そこで取り締まつたらいいじゃないですか。保安規定を公開するということと防護ということを混同しないようにしてほしいのです。

定めた当事業団の内部の規定でございます。したがいまして、当事業団の職員とかなんとかがこれをよく熟知して、そして地震の防護あるいは環境の保全等について万全を期さなければならないのは先生おっしゃるとおりでござります。

夫だ、大丈夫だと言つたけれども、大丈夫じゃない。いまだに美浜の一号炉はとまっているようないふ事故を起こしているじゃないですか。そういう政府の態度なり、事業団がこういう形で、それは防護をしなくちやならないとかなんとかということを私は否定しませんよ。防護することは結構ですよ。防護するということと、保安規定を公開できません、ということと同じにしてはいけませんよ。私は、この点はちゃんと整理してほしいと思う。保安規定はちゃんと出すべきですよ。そうして防護するためのなにをまたあなた方は考えたらいいじゃないですか。そういうふうに国民全体をあなた方は疑問視している。信用していない。あなた方は国民を信頼しないで給料をもらえるのですか。あなたの方の給料は皆国民の税金で出ているのか。

ノーハウといったようなものを守るという立場からしますいろいろな規定ということと、安全について皆さんによくわかつていただかねばならぬということとはおのずから別であると考えるわけであります。したがつて、いま先生から保安規定を全部見せなければ安全について疑いができるのじやないかというふうなお話がありましたが、現在の保安規定というものをおいろいろ検討していくは、あるいはそういう点も起こり得るのかもしれませんとも考えます。したがつて、そういう点については今後十分またひとつ検討いたしまして、事安全に関しますことについては当然公開の原則に従つてそういうことも考え、安全上より信頼を増すよう具体的な検討も加えてまいらねばならぬ。いま仰せのようなお言葉の御趣旨はよくわからぬ。

私はあなた方から保安規定を出してくれといふことで再三にわたって交渉しました。あなたの方からもらつたのは、全く空白のものをもらつたわけです。条目を見てみると、これは四編からなつておつて百二十五条です。百二十五条のうちで、条目だけで、伏せられているものを全部入れますと七十四条あります。百二十五条の中の七十四条が空白なんですよ。その上、部分的に、主語だとか客語だとかいうものが伏せられておつて、何を言つてゐるのかわからぬ、ような条目がそのままか

えってそれが不幸な結果をもたらすようなどとに
なるということから、これは公開しないということ
とでございます。

○石野委員 私は、これは重大だと思うのです。
あなたのその考え方を言えば、わが国はすべて秘密
国家になってしまいますよ。安全性の問題を追
及して、これほど国民はあなたの方に対して信頼感
を得ようとする努力をしている。ところが、この
保安規定というものは安全性を保障するために細か
いことを決めているわけなんです。しかも、これら

じやないか、事業団がこういう態度をとっていることについて、長官、どういうふうに思いますか。
○熊谷国務大臣 事業団がそういう態度をとっているということについてどう思うかということをございますが、こういう場でござりますので、あるいは言葉の趣旨が十分徹底しない点があるかとも考えるわけでございますが、保安規定という規定の名前あるいは自主、公開、民主といったような原則、こういうものにつきましてはわれわれは十分尊重したい、しなければならぬと思ってい

るわけですか 現在の保安規定かそういうものを含んでいることも御了承いただきまして、そして一方において、そういう公開してはかえってます
いが、また公開しなくても安全には支障がない、
ただしこういうことを一般に知つていただかねば
安全に対して十分御信頼を得ることができないと
いう点もあるわけでござりますから、そういう点
を今後の検討にひとつお任せいただきましていろ
いろ検討させていただいたらどうか。私の思いつ
きを申し上げるわけでござります。

二十四カ所ある。だから全部で九十八カ所に及んで、そういうものになつてゐるのです。私も戦前にはずいぶん赤い本を読まされて、バッテンのなにを読んで判讀しなければならぬことがあつたが、このあなた方からもらつたのを見ると、戦前の機密保護法の適用を受けたときと同じような状態になつてゐる。これは有事立法の先行の形でですよ。こんなもので安全性に対する信頼感を持てると言つても、われわれにこれさえも見せられないということになれば、どうしてあなた方を信頼することができるのですか。保安規定は出せないのですか。

はあなたの方の社内の規定じゃないのですよ。法律によつて国民があなた方に要請しているものなんですよ。保安規定というのは、あなたの事業団だけで決めているのと違いますよ。国会が法律を通じて、あなた方にこのことをつくるように命じているのです。どうしてこれは出せないのです。防護の問題は防護の問題ではかにまた考えたらいじやないですか。安全に対してわれわれが信頼感を得得ようといろいろ見ようとしている。

なぜ私はこういうことを言うかというと、美浜の一號炉のときと同じようにこの保安規定の問題があつたのです。保安規定が実際実行されていい

ただ、保安規定の中に、あるいは防護に関する規定といいましても、これは国民をみんな信頼しろと言われますが、たくさんの中にはやはり一部信頼できない人もいることは断言できないわけですが、たとえば、防護上これを漏らしてはいけないという点について非常な心配を持つてゐるということは、これは事業団だけじゃなしに、原子力発電所全体としてそういう考え方があることは事実でござります。

それから、いまノーハウという話が出ましたが、

○石野委員 事は重大ですから、私はその説明は十分受けとめることはできないのです。もしこれを長官や事業団の言うように受けとめていきますと、何もかも全部伏せ字になってしまいますよ。たとえば「非常の場合に対する準備および措置」ということで私の手元に来ているものの二百三十条を見ますと、最初の出だしが消されておる。「むつ」の非常事態における放射線災害の拡大を防止するため、次の各号の定めるところにより補助動力を準備しておかねばならない。こういうふうに書いてある。何だからともわからない。だがれがどういうふうにするかわからない。こうい

○野村参考人 しばしば申し上げますように、保安規定は原子炉設置の保安管理及び運用について

かつたからこそ、国民に対して四年間も事故を隠したのじやないですか。しかも、政府当局は大丈

これもいろいろな関係があるわけでございまして、要するに防護に関する規定でありますとか、

うことが防護に差し支えになるのですか。こんなことでわれわれが見せてもらつてわかるのです

か。「むつ」の非常事態における何々をしておかなければならぬとあります。だれがするのかちつともわからない。この主語がわかつたら防護に非常に差し支えがくるのです。

私は「むつ」でも過剰警備ということを非常に痛感してまいりました。私はきょうは警察庁を呼びたかったのですけれども時間がないから呼びませんでしたが、駅へおりると全部点検しておるのです。国鉄の駅の中へ機動隊がずっと入ってしまって、駅長の権限も保安員の権限も何もない。機動隊が全部占拠しておる。そして一人だけしか通れないようにして、約五十メートルから六十メートルぐらいの人員をずっと配置して、その間、人がきの中を通るのです。私も戦前の事情を全部知らないわけじゃないのです。一一一事件や五一五事件のときでもあいうことはなかつたのです。防護の問題についてNPTがあります。

そこではそういうことをやつているはずです。そのNPTとこの保安規定とはどういう関係があるのですか。

事業団に聞きますけれども、事業団はこういうことを伏せ字にしなくちやならない理由はどこにあるのですか。あるいはまた、非常の場合の通報ということについて二百四十五条は全くの空白だ。それは船内における非常の場合の通報、連絡の系統、範囲について規定しているのだ、こういうことのようです。第二百四十五条は船内非常配置表の作成と周知方法について規定している、こう言うのですね。これは核ジヤックだか何だか知りませんが、そういうものに関係していると見るのかもしらぬけれども、このぐらいのことがわかつていなかつたら、周辺地の人たちは安心しておれますか。どういうような連絡、通報の関係がわかりもしないのでは文句も言えない。たとえば私は東海村の近くにおりますが、東海村で事故が起きて通報を受けなくちやならないときに、通報の連絡系統がわからなくてどうして安心しておれるのです。

こいつのように空白にしなかつたら、あなた方

はどうしても防護できないというのですか。私は、これは過剰な警戒だと思いますよ。長官、もし長官がこれをこのままでいたら私は総理に来てもひたかつたのですけれども時間がないから呼びませんでしたが、駅へおりると全部点検しておるのです。國鉄の駅の中へ機動隊がずっと入ってしまって、駅長の権限も保安員の権限も何もない。

機動隊が全部占拠しておる。そして一人だけしか通れないようにして、約五十メートルから六十メートルぐらいの人員をずっと配置して、その間、人がきの中を通るのです。私も戦前の事情を全部知らないわけじゃないのです。一一一事件や五一五事件のときでもあいうことはなかつたのです。防護の問題についてNPTがあります。

そこではそういうことをやつているはずです。そのNPTとこの保安規定とはどういう関係があるのですか。

事業団に聞きますけれども、事業団はこういうことを伏せ字にしなくちやならない理由はどこにあるのですか。あるいはまた、非常の場合の通報ということについて二百四十三条は全くの空白だ。それは船内における非常の場合の通報、連絡の系統、範囲について規定しているのだ、こういうことのようです。第二百四十五条は船内非常配置表の作成と周知方法について規定している、こう言うのですね。これは核ジヤックだか何だか知りませんが、そういうものに関係していると見るのかもしらぬけれども、このぐらいのことがわかつていなかつたら、周辺地の人たちは安心しておれますか。どういうような連絡、通報の関係がわかりもしないのでは文句も言えない。たとえば私は東海村の近くにおりますが、東海村で事故が起きて通報を受けなくちやならないときに、通報の連絡系統がわからなくてどうして安心しておれるのです。

こいつのように空白にしなかつたら、あなた方

はよ。保安規定とはどういうものなのかということをおわれわれは知りたいから見せてくれと言つた。私はきつとく言いました。ノーハウらつて総理に聞きたい。この姿勢は全く有事立行しようとしているようしか見えないんです。

同時にまた、原子力の安全性に対する国民の信頼はこれじゃとても得られません。もう一遍長官の御意見を聞きたい。

○熊谷國務大臣 先ほどから申し上げているところでありまして、われわれとしては国民の安全を守り、またこれに対する信頼性を得るために必要な公開は決して否むものではありません。したがつて、先生の御趣旨も十分に承りますが、一方において、おきまして、過剰などといふお話をあります。ただし、これに対する信頼性を得るために必要な公開は決して否むものではありません。した

がつて、第三者に悪い不利益な結果をもたらさぬ限りは用心し過ぎるくらいに保安規定を考えおくことは、いろいろな御批判はあります。でもその精神そのものは特別悪いといつうつには考えません。

そのものは、まさにまた、先ほどから申し上げておりますように、先生のお気持ち、それからわれわれの当事者としての考え方、両方の趣旨をよく生かしながら、今後進んでいくことについては、なお検討の余地があるかないかといふ点については検討の余地があるとも思います。

あるとも思います。

さらにもうこれ以上変えることができないほど十分適切であるかどうかという点については検討の余地があるとも思います。

それで、いろいろな御批判はあります。でもその精神そのものは特別悪いといつうつには考えません。

そのものは、まさにまた、先ほどから申し上げておりますように、先生のお気持ち、それからわれわれの当事者としての考え方、両方の趣旨をよく生かしながら、今後進んでいくことについては、なお検討の余地があるかないかといふ点については検討の余地があるとも思います。

（委員長退席 小沢（一）委員長代理着席）

○石野委員 長官の言われる十分検討してみたい

○熊谷國務大臣 十分検討させていただきます。

○石野委員 検討するということは、公開について検討するという意味ですか。

○熊谷國務大臣 公開と申しますよりは、先生のいまま言われましたこと全体を含めまして検討させていただく、こういう意味でございます。

○石野委員 これはもう同じことを何ば言つても仕方がありませんけれども、とにかくこういうよな保安規定の国民に対して目を閉ざすというやうな行為は決して許せません。たとえば國民に対する問題はわれわれは決して賛成じやないけれども、従来ともなかなか公開されませんから、そういうものがある限りにおいては、伏せられておいても、そこは見せないということを言われても、私も従来の慣例からしてやむを得ないと思つてすることは言つてありますけれども、今までは防護のためにして構口して骨抜きです。

よ。この規定を見せてもらつたて何が何だかわからないです。保安規定について、たとえば国会のわれわれでさえも見られなかつたらどうして安全の問題に対する追及ができるのですか。特に美浜の問題なんかで保安規定の問題を無視しておつたことがはつきりしたわけです。作業日誌があつたってそれに目を通していい。目を通しておつたのかどうか知らぬけれども、それを見過ごしたままで、やるべきこともやらないできていた。行政府の中にその責任の観念が全然ない。

それで、あつい事故が起きてる。「むつ」だつて、これだけ大きく国会を愚弄して国民を愚弄してきたんですよ。それであれだけ事故を起こしたのにもかかわらず、その反省すらなくて、ただ防護

だとかノーハウだとかいうようなことでこれを見せもしなかつたら、だれが信頼できるのですか。

長官、検討という意味は、保安規定の内容を検討してくれと私は言つてゐるのじゃないのです。こういうような状態でしか公開できない、見せられぬということについて、これでいいのかどうか。もしもどうしても長官がここで御答弁ができないなら、私は総理大臣に政府の見解を聞くなくてはいけない。これは将来の秘密保護というような問題に触れる非常に重大な問題だと思いますので、もう一度長官の所見を聞いておきたい。

（委員長退席 小沢（一）委員長代理着席）

○石野委員 重ねて御検討申し上げるというお答えをいたします。

○倉本参考人 この第二百三十四条でございますが、以前は大湊港が私どもの方の定係港でございまして、大湊港における保安規定という形でつくり書きはつい最近に行われたと聞いておりますが、これはどういう経緯で、いつこうう書きはついたのですか。

○石野委員 保安規定の第二百三十四条のただし書きはつい最近に行われたと聞いておりますが、これはどういう経緯で、いつこうう書きはついたのですか。

○倉本参考人 この第二百三十四条でございますが、以前は大湊港が私どもの方の定係港でございまして、大湊港における保安規定という形でつくり書きはつい最近に行われたと聞いておりますが、これはどういう経緯で、いつこうう書きはついたのですか。

○石野委員 いつですか。

○倉本参考人 七月の幾日ですか。

○石野委員 七月の十八日でございます。私どもの方が決めたのが七月の十八日でございます。

○石野委員 認可は三十一日でございます。

○石野委員 皆さんこの規定を大湊から佐世保

に移すについて佐世保に適応するよう申請をし、総理の許可をもらつたのだと思いますが、非常に御都合主義だと思うのです。こんな便宜主義をするということ自体についても、やはりわれわれ不信を感じます。そして同時に、このたゞ書きは、具体的にはこの後にある二項についてどういうふうになつたのですか。

○倉本参考人 この二百三十四条でございますけれども、佐世保におきましては原子炉の運転はない、原子炉は冷態停止であるということでございまして、以前、保安規定をつくりました時点におきましては、原子力船は、当初考えておりましたのは港に入りますときは低出力で運転するという状態を考えておりましたので、それに合わせ形になつたわけでございます。したがいまして、佐世保においては冷態停止ということをございますので、この冷態停止の場合につきましては、この炉を運転するという状態にかかわりました事項についてはこれを除く。それからそれにつきましてはすでに前の設置許可をいたしましたときの時点におきまして、これらの条件については冷態停止の状態で停泊または仮泊する場合を除くということに御了解いただいておりますので、それにのつて合わせたということでございます。

○石野委員 もう時間がありませんから急いでお聞きしますが、そうすると、この第二百三十四条のただし書きというのは、ここに書かれておる港内停泊のときは、この原子力船の炉を中心にして半径五十メートル以上の管理地帯、半径二百五十メートル以上の非居住地帯といふものは排除された。それから第二の「むつ」を港外に停泊させるときの、やはり陸岸から二百五十メートル以上離れていることや、それから、たゞし「二百五十メートル以上の離岸距離がとれないとき」にあって近づけることができる、「云々」という諸点、それから「遠隔錨地を定めておかなければならぬ」。こういう問題、これは全部排除されたのですか。

○石野委員 「小沢（一）委員長代理退席、委員長着席」

○倉本参考人 排除されたと申しますか、冷態停止の場合にはこうすることを配慮しなくてよいということです。

○倉本参考人 この二百三十四条でございます。
○石野委員 そうしますと、配慮しなくともいいということですから、今回の場合は、もう全然停止場所については問題はないということですね。

○倉本参考人 さようございます。

○石野委員 ここにも重大な問題があると思うのです。冷態停止が放射能問題について完全に何も問題がないということになつてしまますと、いまま地域住民が問題にしていることはもう全く無意味なものになつてくるわけですよ。ところが、地域住民が非常に重要視していることは、とにかくこれは一応臨界に達している。それで現在未臨界状態のような状態になつているけれども、制御棒を抜いたりすれば非常に問題が出てくるだろうと、いう心配を皆持っているわけですね。そういうことのないようにするためにかぎを預かつたり何かしているわけですよ。われわれ人間のことですか

○熊谷国務大臣 大変いろいろなお話でございますが、私どもは、冷態停止の状態におきましては、その危険性に基づいてこの第二百三十四条の諸規定ができるのです。ところが、それを全部皆さんは排除してしまった。もうこれは適用する必要はない、こういうことになりますと、住民が心配していることは全く無視されているわけですね。この処置は、こういうところに問題が出てきます。

○石野委員 長官の気持ちをよくわかつてくれとあなた方は一方的に原子炉は冷態停止の状態にあるからだとうことできめつけておられますけれども、何かのことによってこの冷態停止の状態に変動が起きますと、必然的にこの条項にはめなければいけないのでしょう。そういうことは絶対に原子力局長にお聞きします。安全局長でもどちらいいですが、「むつ」の原子炉は未臨界の状態ではあるけれども、制御棒でこの臨界状態を抑えているという事実は変わりませんね。

○牧村政府委員 先生おっしゃるとおりでございますが……

○石野委員 いや、それはいいんだよ。ただそ

ですか。そういう危険性を含んでいるものに対しても、そんな大胆なたゞ書きを適用するというところにわれわれは不信を感じます。長官、こういう処置の方法では住民は納得しませんよ。何をもつて一切の事故はないんだということの保証があるのですか。

○石野委員 しかも、このたゞ書きは、あなた方が七月の十八日に提出して、七月の終わりころに認可が出でるのです。全く御都合主義ですよ。私は原子力の安全性についての態度が非常に安易であると思うのです。国民の心配していることに対する私はあなた方は無関心である。無視している。これは許せませんよ。このたゞ書きの適用の問題については、まだ非常に大きい問題が残っていると私は思います。長官、どういうふうにお考えになりますか。

○熊谷国務大臣 大変いろいろなお話でございますが、私どもは、冷態停止の状態におきましては、そういう異常な放射線障害を周辺に与えるものと私は思つております。

○野村参考人 大臣からお答えになつたとおりでございますが、私どもは二つのかぎを県に保管をお願いをして、船自身にはかぎを持つていなければなりません。したがいまして、冷態停止の状態がなくなるという、原子炉が稼働するということはあり得ないと考えておりますので、現在の規定で先生の御懸念のような不安ということはないものと確信しております。

○石野委員 かぎを預けているということは、修理が終わるまで一切かぎをあなたは手にしませんか。話を聞くと、一本くらいずつ抜くということをやるんだと言つていますが、やるんでしよう。

○野村参考人 かぎは、修理の間長崎県知事が引き続き保管しておられるわけあります。

○石野委員 点検のときに制御棒を抜くためのかぎというようなものは、それじや一切とりませんね。

○野村参考人 そのとおりでございます。

○石野委員 かどうかだけでいいんだよ。時間がないからね。

そのとおりなんです。だから、これは制御棒で抑えているということで未臨界の状態だと冷態停止ということがあるので、制御棒を抜いてしまえば臨界に入ってしまうのですよ。そういう危険なものだからわれわれは問題にしているのであります。しかし、このたゞ書きは、あなた方が七月の十八日に提出して、七月の終わりころに認可が出ておるのです。全く御都合主義ですよ。私は原子力の安全性についての態度が非常に安易であると思うのです。国民の心配していることに対する私はあなた方は無関心である。無視している。これは許せませんよ。このたゞ書きの適用の問題については、まだ非常に大きい問題が残っていると私は思います。長官、どういうふうにお考えになりますか。

○熊谷国務大臣 大変いろいろなお話でございますが、私どもは、冷態停止の状態におきましては、そういう異常な放射線障害を周辺に与えるものと私は思つております。

○野村参考人 大臣からお答えになつたとおりでございますが、私どもは二つのかぎを県に保管をお願いをして、船自身にはかぎを持つていなければなりません。したがいまして、冷態停止の状態がなくなるという、原子炉が稼働するということはあり得ないと考えておりますので、現在の規定で先生の御懸念のような不安ということはないものと確信しております。

○石野委員 かぎを預けているということは、修理が終わるまで一切かぎをあなたは手にしませんか。話を聞くと、一本くらいずつ抜くということをやるんだと言つていますが、やるんでしよう。

○野村参考人 かぎは、修理の間長崎県知事が引き続き保管しておられるわけあります。

○石野委員 点検のときに制御棒を抜くためのかぎというようなものは、それじや一切とりませんね。

○野村参考人 そのとおりでございます。

○石野委員 それよくわかりました。

それといいま一つあります。仮に、かぎは使わなくて、も災害等によって何かの故障が起きたとき、ちょうどかぎを使って制御棒を抜いたと同じような状態が出てくる可能性もあるのですよ。そういう天然災害というような問題が出てきますが、そのようなときでもこの条目のたどり書きをそのままにしておくのですか。そういうことに対しても

○倉本参考人　そこをお答えする前に、先ほどのかぎの件でござりますけれども、かぎの件につきましては、現在の時点で返してもららうというようなことはまだはつきりいたしておりません。

また、この試験自身につきましては、将来とも改修等が済みました時点での安全性等を御確認いただき、また県等とも御相談をした上で試験をするということになるかもわかりませんが、その辺につきましてはまだはつきりいたしておりません。

それから、（略）

○倉本参考人　冷態停止と申しますのは、大体私どもが考えておりますのは六十度以下の状態で、一次冷却水の温度が六十度以下の状態に保たれたときを冷態。温態停止といいますのは、運転状態にすぐ入れるということことで、一次冷却水の温度を運転温度に上げた状態で制御棒を入れた状態のものを温態停止ということでございます。冷態停止の状態におきまして制御棒を一本ずつ抜くという形の一ちょっとあれでござりますが、制御棒の駆動試験は、原子炉の方は冷態停止に置いた状態で制御棒の駆動試験を一本づつについてやるということでございます。

○石野委員 不十分じやないのですよ。私が聞くところによれば、修理中といえども点検等のためにかぎを借りるということもあると聞いておるんだが、そうじやないのでですかと聞いたら、そうじやないのだ、こういうふうに言つたのでしよう。(使ひませんと言つたのでしよう。誤解も何もありませんよ。あらかじめ私は、かぎを使つような場合もあると聞いているがどうだと言つたら、そうじゃないと言つたんじやないですか。

○野村参考人 私の説明が不十分でございましたので、原子力局長の答弁のとおりでございます。

○石野委員 そうすると使うんでしよう。

○野村参考人 そのとおりでございます。

○石野委員 そうすると冷態停止の状態ではないというあなたの先ほどの発言をこれに込み合わせますと、制御棒を抜くということになれば、冷態停止の状態とあなた方が予想しているのとは違うんだ。われわれが考えているように、冷態停止の困るという趣旨で私が補足を申し上げたというふうに御理解いただきます。

○石野委員　あなた方が技術的にいろいろなことがありますよ。冷態停止の状態と温態停止の状態とは連續しているのですよ。そうでしょう。操作のぐあいによつては温態停止になつちやうでしよう。制御棒をたくさん抜いてしまえば臨界度が進んでいく可能性があるのですか。

○倉本参考人　原子炉の運転でござりますけれども、原子炉をいよいよ運転するときには、まず冷却水の温度を二百七十度以上に上げまして、いわゆる運転状態に保つて、それから制御棒を抜き始めるということです。それが冷却棒の状態におきましては、これは運転の仕方というものを決めてございまして、一応駆動試験のときに制御棒は一本ずつしか動かさないといふことにいたしておりますので、これを数本あけて抜くということは起らぬということでございます。

は考えるから、われわれは不測の事態に備えていろいろなことを考へるのですよ。こういう状態をあなた方が安易に考えて、しかも国民が信頼できないような不安を持つような状態の操作をするといふことについては、私は納得しません。これはもうここで論議をしても時間があまりませんから、私はこれでやめておきますけれども、科学技術庁なり事業団は余りにも御都合主義の改正を勝手にやっている。これはどうしても信頼できません。國民も信頼できないし、国会も信頼できない。与党は信頼するかしらぬけれども、野党的われわれは信頼できない。そのことだけをはつきり申し上げておきます。

いずれにしても長官、こういう扱いについてもうちょっと厳重な指導をしてもらいたい。それでわれわれに安心のいくような指導をしてもらわなければ困るので、この点は局長なんかもおるけれども、長官に大どころをつかんで、原子力行政のあり方の問題としてどういうふうに事業団を指導するかという問題について、ぜひひとつ締めくりの所見だけ聞いておきたい。

るとか何かでそういう事故が起きるわけです。だから、たとえば原子力船「むつ」がこういう事故を起こすということは、設計上は予想していなかつたのでしよう。操作の上からもそんなことは予想していなかつたのでしよう。あなた方は絶対大丈夫だと言つたんですよ。それでもああいう事故が出たんですよ。だからこそわれわれは心配しているんですよ。ましてや、これは一応臨界に達しているんですよ。冷態状態だからといって、六十度以下の温度は現に持つているんですよ。そういうことです。そうだとすれば、その六十度のあなた方が加熱するという状態を電気で入れるのか何で入れるのか知らないけれども、電気じゃなくたつて、急に周囲の状況が、たとえば世界でも酷暑の地帯だと言われるような、四十度も六十度もあるような状態にまで太陽の熱量がきたら沸騰しちゃうじゃないですか。これは非常に仮説的なことですが、それとも、そういうようなことまでわれわれ

つ適当な時期に相談しようじやないかといふお話をありましたから、そのまま承って帰ったわけでございます。

○古寺委員 どうしましようかじやなくて、この協定を履行する義務が長官の方にはあるわけでしょうね。長官の方から、この協定の残された部分につきましては、こういうふうに履行したいがどうでしようかといふなら話はわかるのですが、そういう具体的な内容が全然出でないわけですね。ならば、いつごろをめどに話し合いをしようといふふうにお考えですか。

○熊谷國務大臣 いつごろと、いうことも、はつきり申し上げて、別に具体的には決めておりません。

○古寺委員 なぜ決めないので。これが仮に、逆に国民が政府と協定した問題であつたらどうでございますか。四者協定といふものを責任をもつて履行する義務と、いうものが長官にはあると思う。そういう責任があると思う。それを全然まだその時期も考えていないといふのは、私は納得できません。どういうわけですか、もう一遍御答弁願います。

○熊谷國務大臣 どういうわけですかと言われば、こういうわけだからこうだと申し上げられるような理由はございません。ございませんが、私どもも先ほど申し上げましたように、やはり履行すべきものであると考えておりますから、それにについてのいろいろな問題もございましょうから、この後の問題についてはいつお話し合いをしましようかと言いましたときに、三者の方からそういうお話をありましたから、それでそういうお言葉を承つて帰つたわけでございまして、具体的にこの時期が申し上げられぬということは、どうでもいいと思つてゐるわけではございませんので、われわれとしてもいろいろ考えてもおりますし、青森県の方でも適当な時期ということを向こうさんから言われました限りにおいては、一応そつうことと対しての御意思の表示があるものと思つてゐるわけでございます。

○古寺委員 この四者協定、また長崎の五者協定

の中にも、新定係港を早急に決めることがなつてゐるわけです。その候補地については、長官の御発言だと思います。現在候補地があるというお話をござりますが、どこどこでござりますか。

○熊谷國務大臣 候補地といつて、別にいま申し上げるような場所はございません。ございませんけれども、新定係港を早く決める、決めなければならぬという問題は、第一に四者協定のたであります。それから考えましても、それから佐世保における五者協定の面から考えましても、当然一刻も早く解決がなくとも、政府自身として一刻も早く定係港を決めたいということは申すまでもないことでございます。

そこで、実は鋭意その定係港の選定に当たりたは定係港でございますが、「むつ」の問題としましては経緯から考えますが、今までのいろいろな経緯から考えまして、やはり定係港の選定については、一番大切な問題は、地元の方々と安全性を中心として受け入れに関する御理解が十分成り立つということが先決問題であると考えておるわけでございます。

そうしますると、この御理解を得るということにつきましては、いろいろお話し合いをしていきます場合に、疑問もありあるいは不安な点もあります。そこで、いろいろな問題が出てまいり、われとしては、全力を尽くしまして御理解を願う、われとしては、金額をきっちんとやらないければならない問題があります。この定係港の問題については四者協定に基づいてきんとやらないことはやれません。この定係港の問題ですが、それ以前に急がば回れです。この定係港の問題については四者協定に基づいてきんとやらないければならない問題があります。それをまだ履行せずに、あなたは新しい候補地の中には大湊港も入つて、いうふうにおっしゃつておる。これじゃ急がば回れじゃないのです。急がば回れということは四者協定をきっちんとやつた上で、地域住民の理解を得られるような原子力行政というものを進めていかなければいけない。ところが、地域住民の不信を買うような、国民党から疑惑を持たれるような原子力行政といふのをあなたはお進めになつていらっしゃる。これは急がば回れじやないのです。これじゃ怠慢行政ですよ。本当に原子力の平和利用を願うならば、国民の理解を得たいたいと思うならば、長官のおつしやるよう、急がば回れで、きちんと四者協定は履行する、やるべきことはきっちんとやる、こう

ではないかと考えております。

ただ、率直に申し上げますと、やはり急がば回れといふことでございまして、このむずかしい問題に真っ先に取り組んで、そうして後々そういう付隨的な条件が解決されていくというふうな順序をとつていかなければ、本当の新定係港の選定ということはむずかしいのじやないか、このように考へておるわけであります。したがつて、非常に急がねばならぬ、一刻も早く急がねばならぬ問題ではございますが、最初の第一の難関を突破いたしましたために、非常な困難を伴ひあるいはそのために日にちも要すると思いますので、その辺はまさに申しわけない、われわれの立場としても非常に苦しい立場にありますけれども、何とかして、そういうふうに順序、手順を踏んで進めてまいりたい、このように考へておるわけでございます。

○古寺委員 長官、急がば回れといふことはやるべきことをきっちんとやるといふことなんですね。あなたのおつしやつておる候補地の中には大湊港も入つておるのです。四者協定をまだ履行していくい。果たして定係港に再びなるかどうかかと、このはこれから先の問題ですが、それ以前に急がば回れです。この定係港の問題については四者協定に基づいてきんとやらない間題があらります。それをまだ履行せずに、あなたは新しい候補地の中には大湊港も入つておる。これじゃ急がば回れじゃないのです。急がば回れといふことは四者協定をきっちんとやつた上で、地域住民の理解を得られるよう原子力行政というものを進めていかなければいけない。ところが、地域住民の不信を買うような、国民党から疑惑を持たれるような原子力行政といふのをあなたはお進めになつていらっしゃる。これは急がば回れじやないのです。これじゃ怠慢行政ですよ。本当に原子力の平和利用を願うならば、

しかも、新聞の報道によりますと、原子力船「むつ」が佐世保に回航されたその後で、あなたは竹内知事さんあるいは植村漁連会長、それからまた、この撤去の問題についてはお話し合いをする、こういうことになつてゐるのですよ。どうなんですか。

○熊谷國務大臣 私の申し上げたことについて十分お考へが一致していない点があるかも思いますが、ただ、いつも候補地になつておるということを私が言つたように言われますが、私は、むつが候補地であるということを申し上げたことはございません。ただ、自然の条件としては最適であることを御承知のように思われます。しかし、それはいままで思つております。しかし、それはいまの母港にする

ないという問題は全然別個の問題でございます。それから、ちょっと私の聞き違いかもしれません。が、回航した後で、というお話をだつたかと思いまが、これは御承知のように回航が決まりましたが、これは御承知のように回航が決まりました後で、その点は御了承を願いたいと考へます。

それから、ちよつと私の聞き違いかもしれません。が、回航した後で、というお話をだつたかと思いまが、これは御承知のように回航が決まりましたが、片づくことになりましたが、あの問題につかつたということをおわびかたがたございませんが、が、片づくことになりましたが、あとの問題につかつたということをおわびかたがたございませんが、が、片づくことになりましたが、あとの問題につかつたということをおわびかたがたございませんが、が、片づくことになりましたが、あとの問題につかつたということをおわびかたがたございませんが、が、片づくことになりましたが、あとの問題につかつたということをおわびかたがたございませんが、が、片づくことになりましたが、あとの問題につかつたということをおわびかたがたございませんが、が、片づくことになりましたが、あとの問題につかつたということをおわびかたがたございませんが、が、片づくことになりましたが、あとの問題につかつたということをおわびかたがたございませんが、が、片づくことになりましたが、あとの問題につかつた

べきことをきっちんとやるといふことなんですね。あなたのおつしやつておる候補地の中には大湊港も入つておるのです。四者協定をまだ履行していくい。果たして定係港に再びなるかどうかかと、このはこれから先の問題ですが、それ以前に急がば回れです。この定係港の問題については四者協定に基づいてきんとやらない間題があらります。それをまだ履行せずに、あなたは新しい候補地の中には大湊港も入つておる。これじゃ急がば回れじゃないのです。急がば回れといふことは四者協定をきっちんとやつた上で、地域住民の理解を得られるよう原子力行政といふのをあなたはお進めになつていらっしゃる。これは急がば回れじやないのです。これじゃ怠慢行政ですよ。本当に原子力の平和利用を願うならば、

○古寺委員 この四者協定の中で、むつ市内の関連公共施設整備いたしまして、田名部一大湊一川内を結ぶいわゆる避難道路を建設するということを必要じやありませんか。

とが合意されているわけです。これが遅々として進まない。住民の理解を得るために安全性を確保しなければいけないのでしょう。現在原子力船「むつ」が長崎にもう行っているのに、こういう避難道路が完成をしていない。理由はいろいろつけられるでしょう。しかし、なぜそういう困難を排除して約束どおりこの問題を早期に解決しようとしたなかつたのか。これは私が建設省なんかへ行って聞いてみても、このいわゆる四者協定の趣旨といふものは全然徹底されておりませんよ。長官、どうなんですか。これであなたは、急がば回れという住民の理解を得るために努力をなさつた、こういうふうに言ひ切れますか。

○山野政府委員 四者協定の中に、確かに先生御指摘の道路整備事業があるわけでございますが、

○熊谷國務大臣 住民の理解を得るために、急がば回れであつても、ひとつそういう理解を得るこ

とに努めたいということを申し上げましたが、これは直接「むつ」を対象にした問題ではないわけ

でございます。

それから、「むつ」の問題につきまして、船もあ

あして出港がおくれ、後の始末もまたそういう状

態でまだ済んでおりませんし、またお話をあり

ましたような道路の問題などもなかなか十分に御

置がとれますように努力してまいりたいと思います。

重ねて申し上げますが、決して「むつ」を対象

として急がば回れということで母港を選定してい

るのではありませんので、この辺も改めて申し上げておきたいと考えるわけでございます。

○古寺委員 それではもう一点お伺いしますが、

原子力安全委員会というのが十月四日からスタートしたわけです。安全委員は決まつたのですか、

○牧村政府委員 ただいま政府案を決めまして、

両院の御承認をいただくために国会に提出してお

る段階でございます。

○古寺委員 それでは今日まで、十月四日に発足

したものがこれから国会の承認を得る、こういうふうにおられた理由は何ですか。これも急がば回

れですか。

○古寺委員 これは協定書の中には具体的に盛ら

れてはいませんが、いわゆる避難道路としての道

路なんです。現在「むつ」がもう佐世保へ入院し

ているのです。それでもなおかつ避難道路が

ないといふに遙々として進んでいない。当初計

画よりもずっとおくれて

いるのです。こういうふうに遙々として進んでい

ないといふに遙々として進んでい

ます。

○牧村政府委員 今回の選手は、原子力委員の一

部の方と安全委員五名の方、非常に大人数の任命

につきまして国会にお願いしておるところでござ

ります。この政府案を定めまして御本人の御了承

をいただく、その上で国会に提出しておるわけ

でございますが、その御本人の了承を得るための経

過におきまして、ごく一部の方の御了承が得られ

なかつたことが国会承認を求める時期がおくれ

たといふ形になつたかと考えております。

○古寺委員 結局、人選に問題があるのでしょうか。

どうなんですか。

○熊谷國務大臣 最初に申し上げますが、急がば

回れと申し上げましたことは、新定係港の選定につきまして、まあ比較的今まで問題にされるべくしてされなかつた地元に対する御理解を得ると

いうことを先にする、それが急がば回れという結果になるのではないかということでお話しにあります。

○岡本委員長 次に、瀬崎博義君。

○瀬崎委員 「むつ」の問題についてお尋ねをし

たいのです。

○熊谷國務大臣 いろいろお話をございました

が、各種の御発言の内容につきましては、十分そ

の御意見を尊重いたしまして、極力御意見に沿う

いてやはりもつと慎重に国民の理解を得られるよ

うな原子力行政の進め方といふものが必要ではな

いか、こういうふうに私考えるのでござりますが、

今後の長官の原子力船「むつ」の四者協定の履行

に対する決意と、それからまたこれらの残された

懸案の問題に対する長官の決意を承つて、質問を

終わりたいと思ひます。

○熊谷國務大臣 いろいろお話をございました

が、各種の御発言の内容につきましては、十分そ

の御意見を尊重いたしまして、極力御意見に沿う

いてやはりもつと慎重に国民の理解を得られるよ

うな原子力行政の進め方といふものが必要ではな

いか、こういうふうに私考えるのでござりますが、

今後の長官の原子力船「むつ」の四者協定の履行

に対する決意と、それからまたこれらの残された

懸案の問題に対する長官の決意を承つて、質問を

終わりたいと思ひます。

○瀬崎委員 「むつ」は去る

十六日、佐世保に入港をしております。青森県で

四年前に約束されたこの四者協定は事実上履行さ

れなかつたわけでありますけれども、もう時期お

くれることは明白なことなんですが、そ

れでも政府は今回のこの佐世保回航を四者協定の

履行の一環である、このよう見ているわけです

か。

○山野政府委員 四者協定には新定係港の決定と

現定係港の撤去がうたわれているわけでございま

すけれども、私どもは、この内容を実質的には原

子力船「むつ」が大湊港を出港するということと、

それから現在陸上にございます各種の付帯施設と

いうものが今後永久に機能を停止するということ

で実態が確保されるというふうに考えております

ので、そういう意味合いから、四者協定の履行に

直に結びつくものではございませんが、実態とし

ては大いに関連はあるというふうに考えておりま

す。

○瀬崎委員 それでは今度のこの佐世保回航は、

「むつ」から見た場合には本格的な母港撤去への

一步だ、こういうふうな理解をしていいのか、それとも一時出港だというふうな理解に立つのがいいのか、どちらですか。

○山野政府委員 この母港撤去問題につきましては、科学技術庁、事業団と地元の当事者といろいろ話し合いをしておるわけございますが、地元の方の御意見も、まず「むつ」を修理港に運んで修理を早く進めてほしい、それから今後この定係港の撤去問題は関係者で話し合いましょうという姿勢でおられるわけでござりますので、定係港撤去の一つの段階として青森の地元の当事者も考えておられるというふうに考えますので、これによつて四者協定が履行できた、履行できないという問題ではないと思いますが、そういう意味合いで非常に関係は深い、こう申しておるわけでございます。

○瀬崎委員 私が聞いているのは、地元がどう受けとめているかということを聞いたのではなくて、少なくとも相当大仕掛けな、国費をかけて大きな修理をやり、将来出力上昇試験等々のいろいろな難問が控えているわけです。ですから、政府側はそれなりの長期的な展望は持つてしかるべきだと思いますのですが、そういう政府のプランから見て、今回のこの佐世保回航は本格的な母港撤去への一步というスケジュールに組み入れられているのか、一時出港という考え方の上に立つてのことなのか、そこを聞いているわけなんです。

○山野政府委員 今後の仕事の段取りを考えます

れば、いま船は修理港に入りまして修理に着手しましたわけでございますので、今後の最も重要な課題というのは新定係港の選定作業になろうかと思います。そういう意味で、新母港決定への第一ステップかというとらえ方もできようかと存じます。

○瀬崎委員 政府はもともといろいろな修理方式を考えていたわけあります、最終的には核封印方式になつたわけですね。この方向転換に当たつて山野局長も現時点でも上ぶたを外した方が作業性はよいと判断しているが、地元の事情を考慮したと本委員会でも答弁されているわけで

す。具体的に修理が目の前にきたわけあります。「むつ」修理について地元あるいは国民的な理解を得られないからといって、このような政治的配慮に基づく修理になつてきているわけですが、それが得られないからといって、このような政治的配慮になると考えていますか。

○山野政府委員 私どもは、「むつ」の遮蔽改修に当たりまして、圧力容器の上ぶたを船外に持ち出していくことが本当に科学的に見た場合、原子力船開発にとってプラスになると考へていますが、マイナスになると考へていますか。

○瀬崎委員 私が聞いているのは、地元がどう受けとめているかということを聞いたのではなくて、少なくとも相当大仕掛けな、国費をかけて大きな修理をやり、将来出力上昇試験等々のいろいろな難問が控えているわけです。ですから、政府の段階で、理論的には先ほど申し上げたとおりではございますが、これは受け入れていただく地元の方々にもよくよく御説明をしたのでございまが、最後の段階で長崎県側の方から、「むつ」を修理港の方に回航するに当たっては、やはり遮蔽改修を上ぶたをとらないでやるという方向に変えられた方が地元の理解、納得が得られやすいからというお申し出がありまして、私どもはそ

の段階で、理屈的には先ほど申し上げたとおりで

はございませんが、これは受け入れていただく地元の方々にもよくよく御説明をしたのでございまが、最後の段階で長崎県側の方から、「むつ」を修理港の方に回航するに当たっては、やはり遮蔽改修を上ぶたをとらないでやるという方向に変えてもらつた方が地元の理解、納得が得られやす

いからというお申し出がありました。

○山野政府委員 「むつ」の原因究明につきましては、過去科学技術庁、運輸省合同の調査団をして行つたところでもございましたし、また総理府に設けられましたいわゆる大山委員会においてもいろいろ検討を願つたところでございまして、私どももその反省の上に立つて現在進めておるわけですが、それだけで済んだというわけではなくて、今後ともあらゆる機会に「むつ」の教訓

というものは想起しながら進めていかなければならぬと考へております。

○瀬崎委員 私が聞いたことに答えてもらえばい

るが、この原子炉の中そのものを点検したわけ

が進められておるわけですが、これを日本で初め

たわけですね。この方向転換に当たつて山野局長も現時点でも上ぶたを外した方が作業性はよいと判断しているが、地元の事情を考慮したと本委員会でも答弁されているわけで

ますか、修理そのものを急ぐというよりも、原子炉内の検査や原子炉の欠陥、今度の遮蔽の欠陥、こううことの原因究明、あるいはまた現在はまだ発見されていないがほかに欠陥があるかもしれません、修理そのものを急ぐというよりも、原子炉の修理そのものと同時に、原子炉の内部点検を入れることを「むつ」に当たはめれば、原子炉の改修とい

ますか、修理そのものを急ぐというよりも、原子炉の検査や原子炉の欠陥、今度の遮蔽の欠陥、こううことの原因究明、あるいはまた現在はまだ発見されていないがほかに欠陥があるかもしれません、修理そのものを急ぐというよりも、原子炉の修理そのものと同時に、原子炉の内部点検を入れることを「むつ」に当たはめれば、原子炉の改修とい

ますか、修理そのものを急ぐというよりも、原子

炉の検査や原子炉の欠陥、今度の遮蔽の欠陥、

こううことの原因究明、あるいはまた現在はま

だ発見されていないがほかに欠陥があるかもし

れませんか、修理そのものを急ぐというよりも、原子

炉の検査や原子炉の欠陥、今度の遮蔽の欠陥、

で、今まで一体、何を第二船に引きつぐのかと漏らしていらっしゃったわけですね。私どもはいま直ちに新しい炉を載せて「むつ」の修理を進めなさいとは思つておりませんけれども、しかし、こういう意見があつたことも事実なんです。こういうことについて、政府というよりは事業団ですね、まずどういう見解を持っていらっしゃいますか。

○倉本参考人 技術の開発のやり方には、技術者の方々、科学者の方々、それぞれ御意見があろうかと存じます。私どもといいたしましては、やはり「むつ」の開発という与えられた使命をまず達成するということ、またその達成の過程におきまして「むつ」をとにかく十二分に活用して、その次の原子力船への布石としたいということで、現在この第一次炉心等についての調査等も開始をいたしております。

御存じのように「むつ」の原子炉は軽水型のものでございまして、この軽水加圧水型であるということについては、現在諸外国において開発されておりますものにつきましてもその基本的な考え方においては差はないということで、この加圧水型の炉を船舶に積むということから得られるものについては、「むつ」の原子炉で十分その役目は果たし得るというふうに考えております。

○瀬崎委員 大体新しいものを開発していく、こうというのに、新しい意見に耳を傾けようとしている事業団のそういう答弁では遺憾千万だと思います。これでは将来「むつ」を修理してもうまくいかないのじゃないかと思うのですが、その証拠に、ある新聞にもこういうことを書いてありますよ。「結局は従来通り札束にモノを言わせる代償措置が講じられ、解決することになるのだろうが、そこで出てくるのは、こんな年月をかけ、巨費を投じることに一体意味があるかという疑問だ。十五年前の事業団発足の際には、今にも世界的に到来するような触れ込みだった原子力船時代は、一向にやつて来ない。性急な廃船要求には同様できないとしても、どんどん旧式化しているに

違いない「むつ」に、政府の意地と関係業界の利害以外、どれだけの意味があるか、明快な答弁が必要だ。」むつが佐世保に回航されたこの時期に、皮肉にもこういう論調が出てくるわけです。
ということは、いまの倉本専務のそういう答弁にもかかわらず、国民はそのことをちつとも理解していない、むしろ逆に疑問を深めている、こういうことの証明ではないかと私は思うのですが、そういう率直な受けとめ方も政府にとって必要なんじゃないですか。これは長官にお尋ねしたいと思います。

○熊谷国務大臣 先ほど来いろいろお話を承っておるわけでござりますが、私も技術的なことはほとんどわかりませんが、ただ現在の段階におきましては、何としましても遮蔽の改修工事並びにいま考えられますあらゆる点検をやっていくということ以外に道はないかと思うわけであります。あるいはまだなんだん点検が重なつてまいりますと、現在考えております以外にも点検ないしは修理を要する場所が出てくるのかもしれません。そこはいま想像されませんが、それに第一、本当の出力上昇試験をやつてみなければ、改修は別として全体的に本当の目的を十分達したとは言われぬわけでございます。しかし、残念ながら現在の段階では上がたをとらないままの改修並びにいろんな点について住民の方々の御理解のいくような方法の範囲しかできないわけであります。

そこで、先ほどから皆さんのお尋ねにお答えしておりますように、一日も早く新定係港を決定したい。そしてその新定係港におきまして岸壁における出力上昇試験も行いたい。またあるいは、いま気づかないような点が出てまいりましたときも、あらゆる点、完全でない点があれば安全にして、現在ここまでいろいろな犠牲を払つてこぎつけてまいりました原子力船「むつ」をとにかく原子力船として運航できるところに早く持っていくことしか道はない。日本の原子力船を開発していくとすれば、現実的な方法としてはその道しかなく、ということことで新定係港の選定を非常に急いでい

るということになります。

るところとござります。

けではございませんが、私どもはこの要求額をば

○瀬崎委員 今度の「むつ」修理の契約の問題について、先ほども答弁がありましたね。これは私も閉会中審査でも尋ねてあるわけあります。そのときに、原船事業団側は技術と相談中であるというふうな話でした。先ほどの答弁によれば、来年度五十五億の債務負担行為の要求をしておるので、そういうことの決まりを見た上で契約とおっしゃるのですが、しかしことくとも船をもうSSKのドックに入れてしまっているわけですね。もし入渠以前に何らかの基本的な合意がないとすれば、もし政府の決めた枠内での契約が不可能になつた場合、また出ていて別の造船会社を探さなければならぬという事態が当然起つてくるだろと私は思うのです。だから、逆に言つて、SSKにドック入りしたというこの事実は、当然のことながら政府の了解の上に立つて事業団が関係会社との間にこの修理契約について基本線の了解はとつてある、こう見ざるを得ないと思うのです。

そこで、今回の修理に当たつて関係するのは三菱原子力工業、それから石川島播磨重工業、そして佐世保重工業になるわけですが、この三社の關係は一体どこが事業団との契約当事者になつてゐるのか、どこがその下請関係を持つのか、あるいはまた、どの部分をSSKが受け持ち、どの部分を三菱が受け持つのか、横割りですね、そういうふうな点ぐらいははつきりさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

○野村参考人 前回の閉会中審査のときにも先生の御質問がございましたが、そのときにお答えいたしましたように、基本的には、SSKと石川島播磨とそれから三菱原子力工業、この三社が協力して修理をやることに実質的になつておるわけでございます。

ただ、契約の現在の進行状況を申し上げますと、先ほど専務が申し上げました五十五億、二ヵ年間の国庫債務負担行為、これは要求中の数字でございまして、まだ政府の査定ベースでも決まつたわけ

ひ取りたいと思っております。ただ、契約の事務局も事業団と打ち合わせをしておりますが、実ははつきり申し上げますれば、佐世保重工の担当当役等がかわつたりなんかいたしまして詰めがなかなか進んでいないという状況はございます。しながら決まっておりません。ただ、前回も申し上げましたように、各社の責任の分担、責任の分野はあくまでも明確な形でやりたいということで、まその下準備の相談を進めておる、こういう状況でございます。

○瀬崎委員　たまたまこの間に佐世保重工の再建問題という相当大きな問題が起りましたね。このことと関連して、五月二十五日の本委員会で、原子炉設置の許可に関する安全審査の問題に關係して経理的基礎の問題を私が質問しております。当時、退職を強要した労働者、従業員に対して退職金も払っていない、資金繰りもつかない、こういうふうな企業が経理的基準に合格し得ると見てゐるのかどうか。これに対しても谷長官は、一般的な設問として答えるが、という条件つきではあります。いまは少なくもおっしゃいましたように、役員もまたかわってきた。したがって、詰めがしに約することはできないと明言をされているわけですね。いまは少なくもおっしゃいましたように、だ詰めができないようなごたが、どうもSSSKの中にあるようですね。

さらに、この間も労働基準局から勧告が注意を受けておりましたね。社員を研修と称して残業手当を払わないまま時間外拘束もしておったといつぱんなことも起つておるし、また、その後も人員整理が強行されているし、賃金カットが行われているし、こういう不安定な状況のSSSKについて

て、長官いかがですか。この五月の時点の御判断は変え得るとお考えですか。やはり当時と同じような判断で見ていらっしゃるのですか。

○熊谷国務大臣 原則としまして、先ほどおっしゃいましたとおりでございます。ただ、佐世保重工の現状がどういう状態であるかということについてはつまびらかにしておりませんので、その点もし御必要があれば事業団の方から報告させます。

○瀬崎委員 あくまで五月時点の国会答弁の基本は変わらない、こういうふうに私は理解をしておきたいと思うのであります。

時間の関係がありますが、もう少し聞いておきたいことがあるのです。それは先ほど来保安規定

二百三十四条ただし書きが問題になつております。このただし書きを認可した政府側は、どこにその根拠を求めたわけですか。

○牧村政府委員 保安規定は、規制法の三十七条の規定に基づきまして、原子炉設置者が保安規定を定めて、これを総理大臣の認可を受けなければならぬという規定があるわけでございます。また、これを変更しようとするときは同様とすると

いう規定がございまして、その保安規定の中身につきましては、規則等でこういうことを置く必要があるというようなことになつておるわけでござります。

○瀬崎委員 いやいや、冷態停止だからいいんだという、その科学的根拠はどこにあつたんですか

といふことです。

○牧村政府委員 「むつ」の安全審査におきまして、原子炉が冷態停止の状態で停泊または仮泊する場合には、離隔距離等の規定は考えなくてよろしいという安全審査会の結論が得られておるわけございまして、その結論を踏まえて設置の許可をなされておるわけでございます。今回、佐世保の修理港に参りましたに当たりまして、原子炉は冷態停止の状態に置くということになつておりますので、その離隔距離等を定めた規定は適用しなくてよろしいというただし書きを入れて、事業団

から変更の届け出が出たわけでございます。これは変え得るとお考えですか。やはり当時と同じような判断で見ていらっしゃるのですか。

○瀬崎委員 その安全審査の結論というののはいつしやいましたとおりでございます。ただ、佐世保重工の現状がどういう状態であるかということについてはつまびらかにしておりませんので、その点もし御必要があれば事業団の方から報告させます。

○瀬崎委員 それでは四十二年十一月十五日に安全審査が行われたものでございますが、その後いろいろな変更等が行われております。その際に、こ

の状態のことにつきましては原子力委員会にも御報告し、御了承を得ているところでございます。

○牧村政府委員 それでは四十二年十一月のドック入

りを想定して冷態停止であればもろもろの規定を除外してよいという、そのときのドック入りとい

うのはどういう事態を想定しているわけですか。

○牧村政府委員 安全審査の中に、そのときの状況は「本船の入渠は、原子炉が冷態停止の状態で行なわれる所以、重大な原子炉事故が発生する

ことは、全く考えられない。したがって、入渠に

関しては、「在来船と全く同じであり、特別な考慮を必要としないものと認める。」という趣旨の御

判断をいただいておるわけでございます。

○瀬崎委員 私が言つておるのは、四十二年当時は全然念頭にない時期にわざわざこういう安全審査の結論が出ておるのはどういう事態を想定したからかと聞いておるのであります。

○瀬崎委員 いやいや、冷態停止だからいいんだといふことは、もちろん佐世保などというところは全然念頭にない時期にわざわざこういう安全審査書に書かれた評価の決定をいたしましたので、その場所を考えますと、十分な離隔距離等も当然持つておるところでございましたので、そこでその他の変更を行ひますときに、最小限の変更を行つたというのが現状であつたわけでございます。

○牧村政府委員 原子力船の運航に当たりましてはいろいろな状態があるわけでございますが、たとえばついこの前まで「むつ」におきまして見たような冷態停止の状態、これは引き続き佐世保港においても同じような形で停泊するわけでございまして、その結論を踏まえて設置の許可をなされておるわけでございます。今回、佐世保

す。それならそれで、本来はいまの保安規定にただし書きが必要なら、最初からだし書きがつけわざわざつける必要はなかつたのではないか。だとするならば、なぜ今までつけなかつたものをおべきものだ。何も今回佐世保に行くときだけわざわざつける必要はなかつたのではないか。

○瀬崎委員 それで、定係港を含めまして出入港いたします場合には、基底負荷として約二〇%出力の温態停止という状態で出入港することを通常考えておるわけでございます。そういうことを前提として保安規定が作成されておつたわけでございます。

○牧村政府委員 原子力船「むつ」は当初の考え方として、定係港を含めまして出入港いたします場合には、基底負荷として約二〇%出力の温態停止といつては、そのままでは四十九年の放射線漏れを契機といたしましてむつにおいて長期の冷態停止を維持したわけでございます。この間、何ら問題はなかつたわけでございますが、むつは本来定係港としての役割りを持っておりましたので、その場所を考えますと、十分な離隔距離等も当然持つておるところでございましたので、そこでその他の変更を行ひますときに、最小限の変更を行つたというのが現状であつたわけでございます。

○瀬崎委員 今回、大湊から佐世保に移るに当たりまして、安全審査書に書かれた評価の決定をいたしましたので、その場所を考えますと、十分な離隔距離等も当然持つておるところでございましたので、そこでその他の変更を行ひますときに、最小限の変更を行つたのが現状であつたわけでございます。

○瀬崎委員 今回、大湊から佐世保に移るに当たりまして、安全審査書に書かれた評価の決定をいたしましたので、その場所を考えますと、十分な離隔距離等も当然持つておるところでございましたので、そこでその他の変更を行ひますときに、最小限の変更を行つたのが現状であつたわけでございます。

○瀬崎委員 それでは、定係港としての役割りを持つておりましたので、その場所を考えますと、十分な離隔距離等も当然持つておるところでございましたので、そこでその他の変更を行ひますときに、最小限の変更を行つたのが現状であつたわけでございます。

○瀬崎委員 それでは、定義された原子炉に当たるのか当たらないのか、どちらですか。お答えする前に、先生が御確認されたことにつきましてちょっとつけ加えさせていただきます。

○瀬崎委員 お答えする前に、先生が御確認されたことはすでに安全審査の中で言われておりました。そういうときは冷態停止にせよということが、どちらであります。それが、安全審査の中で言われておりましたので、冷態停止の状態も原子力船「むつ」の場合に十分あるということがあります。それが、御質問の点は原子炉でございます。

○瀬崎委員 それから、御質問の点は原子炉でございます。ということはすでに安全審査の中で言われておりましたので、冷態停止にせよということは、考えられておりましたので、冷態停止の状態も原子力船「むつ」の場合に十分あるということをまず補足させていただきます。

じやないです。

○牧村政府委員 私どもはそうは考えておりませんで、現在むつにあります母港の機能が一部停止しておりますが、これはたとえドックに入ると

きに冷態停止であれば安全であるという評価もいただいておりますので、冷態停止ということを条件にすれば設置の許可を取り消す必要はないと考えております。

○瀬崎委員 冷態停止の場合にはいま言われましたような特例が認められるということは、一体法律上のことにつくわれているのですか。

○牧村政府委員 そのような条件を担保するためには保険規定等があるわけでございまして、今回佐世保に参りますときに冷態停止を守ることを事業団として決めさせまして、その上で私ども認可をしているということで十分担保できてると思ってます。

○瀬崎委員 私は担保とか担保でないということを言っているのではなくて、いわゆる規制法の許可基準に明記されている完全な付帯設備を欠いている場合に、なお原子炉の設置許可が許されるのかと言っている。それに対して牧村さんは、冷態停止が守られる以上は安全は担保されるのだからそれはいいのだ——それは技術的に言えばそういうことは言えるでしょうけれども、設置の法的要件を欠いているにかかわらず特例扱いを受けるといふことは法律のどこにあるのか、こう聞いています。法律上の問題を聞いています。

○牧村政府委員 法律にそのことを明らかにした状況ではございませんけれども、私どもは、「むつ」が放射線漏れを起こしまして母港に帰りましたときの状態というのは、非常に不可抗力的な事情があつたかと思つております。そういう点を考えまして、原子炉の安全性を担保する意味で、冷態停止であればドックに入りましてもよろしいと問題ないと判断したわけでございます。したがい

まして、今回長崎に参りましたでも同様な状態で参るわけでござりますので、所要の設置変更の許可を行い、あるいは保安規定の改定を行つたということをここでございます。

○瀬崎委員 でたらめな答弁をしてはいけないとおもふるが、いま「むつ」は回航されたが新定係港能を一時停止しておつても、これは法的にはどうもないとおもふるけれども、四者協定では機能の永久停止になつてゐるわけです。これを法的要件を備えた完全な定係港などと言うのは差強付会の説ではないかと思うのです。

それから、いま言われたように、不可抗力で起つたからこの「むつ」だけは法律外の扱いをしてよいのだ、こういうふうなお話がありましたのが、こんなことは法政国では許されません。もしそうだとするとならば、そういう事態が起つたことに合わせて法律の改正案を国会に出して、国会の十分な審議を経て、法律的手続に従つて「むつ」の修理ができるようにする、これが本来のるべき手続だらうと私は思うのです。

時間の延長はもうこれ以上許されませんから、そういうことを強く申し上げて、私は最後に一言結論だけ申し上げておきたいと思うのです。

「むつ」が事故を起こしてすでに四年間たつたわけであります。この四年間が一体有効に使われたか、それとも空費されたか、これはいまの時点まで振り返つてみると必要があると思うのです。もうすでに、いまのわずかな時間のやりとりだけでも、四者協定は履行されていない。また今後履行される保証もない。それから最悪の修理法、核封印修理ですね、こういうふうなことにならざるを得ない。不十分な点検、修理になるということは答弁で認めになつたとおりであります。それから契約方式についても、SSKの役員交代等で煮詰めが十分できていない。それから私は触れたかったことがあります、いまいろいろお挙げになりましたが、いかがですか。伺つて終わりたいと思います。

○岡本委員長 午後一時四十五分開議

○岡本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続けます。日野市朗君。

○日野委員 科学技術庁では、たてまえとしていろいろな官公庁、それから民間というようなところまで含めて、一体どのような研究が行われているかというようなことをできるだけ知ることが望ましいというふうに考えるわけですが、この点についての考え方いかがでしょうか。

それから、日本の国内でどのような研究開発が行なわれているかということを把握する方策をどのようにして立ておられるのか、その点について伺いたいと思います。

○大澤政府委員 お答え申し上げます。

当然のことでござりますけれども、科学技術政策を企画立案するに当たりまして、広く国立試験研究機関なりあるいは民間の科学技術活動の現状と、いうのを的確に把握していくということは基本的には大変大事なことだということでござります。このために科学技術庁では、まず国立試験研究機関なりあるいは民間の科学技術活動の現状につきましては、再々申し上げておることでございますけれども、総合調整官庁としての科学技術に関する経費の見積もり、更新調整ということと関連した方々、「むつ」に関心を持つている方々で改めて審議組織を設けて、そこで「むつ」をこのまま修理していくのがいいのかどうか、本来原子力船をもし手がけるとするならばどういうふうな方針、どういうふうなプランでやるべきもののか、体制はどうあるべきものなのかということを検討すべきではないか。私はいまからでも遅くなつて思つておるのは、長官、いかがですか。伺つて終わりたいと思います。

○熊谷国務大臣 ただいまは既定の方針で進んでまいりますが、いまいろいろお挙げになりましたが、いかがですか。伺つて終わりたいと思います。

○岡本委員長 午後一時四十分から再開すること

を口実にして、本来なら法改正が前提になつていなければいかぬと思ういろいろな特例扱いもそのまま今日に及んでいます。それから出力上昇試験の保証がないままの修理だということにも何ら変わりがない。結局「むつ」は回航されたが新定係港は決まっていない。こういう事態も変わりがありません。これはきょうのこの論議の中で明らかになつたことですが、そのほかに本来「むつ」の開発の意義のあるのかというこの大問題、原子力船の研究開発、安全審査、この体制そのものに欠陥があつたのではないかということに対しても、別段これといった前進的結論が出たものではない。この間やつたことと言えば原子力行政の改革だけでしょうかけれども、この場合も、われわれから見れば、すでに指摘したとおり、むしろ大きな後退があつたと言わざるを得ない。そういうわけですから、私は、いよいよ具体的に修理に着手しようとするに当たつて、重ねてこの際提言をしておきたい。

というのは、「むつ」の研究開発、建造に当たつたたくさんの専門家や技術者がいらっしゃるわけあります。学術雑誌としては舶用機関学会誌で「むつ」建造に当たつての特集号も出しているわけあります。ですからこの際、これらの多くの専門家などで特別の審議会、つまり「むつ」に関係した方々、「むつ」に关心を持つている方々であります。この四年間が一体有効に使われたか、それとも空費されたか、これはいまの時点まで振り返つてみると必要があると思うのです。もうすでに、いまのわずかな時間のやりとりだけでも、四者協定は履行されていない。また今後履行されるとおもふるが、これまでの間に何らかの問題が生じたときに、それをどう対応するか、それが最も重要な問題であります。それから最も重要な修理法、核封印修理ですね、こういうふうなことにならざるを得ない。不十分な点検、修理になるということは答弁で認めになつたとおりであります。それから契約方式についても、SSKの役員交代等で煮詰めが十分できていない。それから私は触れたかったことがあります、いまいろいろお挙げになりましたが、いかがですか。伺つて終わりたいと思います。

○岡本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続けます。日野市朗君。

○日野委員 科学技術庁では、たてまえとしていろいろな官公庁、それから民間というようなところまで含めて、一体どのような研究が行われているかというふうに考えるわけですが、この点についての考え方いかがでしょうか。

それから、日本の国内でどのような研究開発が行なわれているかということを把握する方策をどのようにして立ておられるのか、その点について伺いたいと思います。

○大澤政府委員 お答え申し上げます。

当然のことでござりますけれども、科学技術政策を企画立案するに当たりまして、広く国立試験研究機関なりあるいは民間の科学技術活動の現状と、いうのを的確に把握していくということは基本的には大変大事なことだということでござります。このために科学技術庁では、まず国立試験研究機関なりあるいは民間の科学技術活動の現状につきましては、再々申し上げておることでござりますけれども、総合調整官庁としての科学技術に関する経費の見積もり、更新調整ということと関連した方々、「むつ」をこのまま修理していくのがいいのかどうか、本来原子力船をもし手がけるとするならばどういうふうな方針、どういうふうなプランでやるべきもののか、体制はどうあるべきもののかということを検討すべきではないか。私はいまからでも遅くなつて思つておるのは、長官、いかがですか。伺つて終わりたいと思います。

○熊谷国務大臣 ただいまは既定の方針で進んでまいりますが、いまいろいろお挙げになりましたが、いかがですか。伺つて終わりたいと思います。

きりますし、またそれを通して情報を収集することもできます。

それから 民間自身につきましては大きいに調査
が一つございます。これは総理府のいわゆる国全
体の研究活動の調査というのには指定統計でござい
ます。これは大学、国立試験研究機関、それから
民間の研究機関等すべてを通じましての調査でござ
ります。これは指定統計調査でございますので、
年一回決まった形でやっております。これで大勢
の把握ができるわけでございますし、また必要な
場合にはそれらの個票をいただいて、統計法上の
支障のない範囲での集計その他のことを必要業務
に応じてやつております。

そのままで、指定統計はそういうことで決まつ

○日野委員　わが国内におけるそういう研究活動につけて、まことにござるといふところをいたすために、毎年特定の問題を検討いたしております。これはその年々主題の方法をいたしております。これはその年々主題の方法を変えて申しますか、ねらいを変えて調査をいたしておりますが、その結果は科学技術庁の公の出版物に載せて皆さんの利用に供するというようなことをいたしております。

それから、これはどこにでもあることでござりますけれども、当然のことながら科学技術会議あるいは原子力委員会等々、当庁の審議会におきましては学界、産業界等広い人々を集めておりますので、それらの審議を通じてそれぞれの情報が入ってくるというような仕組みになつておるわけでござります。

○大澤政府委員 大勢につきましては掌握をしております。なお、個々の問題につきましては、そのときどきの調査をいたしている事項についてでは、毎年掌握をしておるということでございますが、毎年のいろいろ細かな問題まで全部掌握してないというようなところは多少あるかもしれません。

○日野委員 科学技術庁で科学技術に関するいろいろ

いづれが政策の立案をやると既に指導的な目標となるものは、昭和五十二年五月二十五日の科学技術会議の答問第六号に付する答申、二三、現状用いるも

○大澤政府委員 さとうでございます。と申しま
すのは、科学技術会議は、その職掌といいますか
所掌柄、長期的な日本の科学技術政策の基本について
仕事をするということところでございまして、い
まおっしゃられました五十二年五月のものといふ
のは、御承知のとおり石油ショック後の日本の方
向が大きく変わってきたということによりまして
て、今後十年ぐらいを見据えた長期的な科学技術
政策を定めようということで諮問がございま
して、約一年半ばかりかけました作業の上できま
した答申でございます。科学技術会議の答申につき
ましては、政府はこれを尊重してやるようとにいた
う規定がございますので、私ども政府は長期的に
はこれに従つて科学技術政策を実行していくとい
うふうに思つております。

と、かなり広範な分野にわたつて幾つかの主要な問題、それから課題を挙げてゐるようであります。これらの課題とか目標なんですが、これはかなり広範なものがありまして数も非常に多いわけですから、これについてウエートの差といいますか優先順位といいますか、何かそういうふたものをお設定しておられるのかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○大澤政府委員　先生お読みいただいておると申
いますのであれでござりますけれども、ここに書
いてござることは、日本が資源に乏しい国で
あり、国土も狭いというようなことから、将来を
展望して必要な事項を書いてござりますので、非
常に広範囲でございます。資源制約の克服あるい
は環境、安全問題等生活環境の整備、国民の健康保
護の維持、増進、あるいは国際社会との協調と国際
競争力の維持、さらには科学技術会議といいます
のは大学のことまで含めておりますので、大学
等におきます基礎科学の充実といったようなこ

と、これらはいずれもこれから日本はとりまして大変重要なことでござりますので、そういううて二つをまとめて個々二項目をつけたりウエーリーを

とにかくして仕事の順位をくじかれて、二つ目でやるといふことは六号答申の中ではいたわらず、しておられませんで、いずれも今後十年間にやつていかなければならぬ非常に重要な問題でござりますし、また私どももそれに従つて鋭意振興に努めていかなければならぬと考えておるわけでございますが、實際上毎年毎年の予算を決めていくと、いうときには、それぞれの研究につきましての達成の度合いと申しますか、簡単に申しますと、いまやつてできるかできないとか、あるいは十一年という長い間のニーズの起伏というようなことをござりますので、それはそのときなりに割り切りをいたしまして、一つ一つずつの優先といいますか、重点というようなものがある程度決めてやつておるわけでござります。

ちなみに、本年におきまして、これは結局調査局の方になるわけでござりますけれども、各省省令の経費の見積もり方針の調整につきましては基本

方針といいますか、そういうのを定めて、それについて見積もり方針の調整をするということをいたしておりますわけでございますが、その項目を挙げて申し上げますと、一、エネルギーの確保及び有効利用に関する研究開発、二、食糧の確保及び効率的に資する研究開発、三、自然災害の軽減、防止に資する研究開発、四、健康の維持、増進に関する研究開発、五、宇宙、航空技術等先端技術に関する研究開発、六、資源開発等の研究開発、七、原子力開発等の研究開発、八、環境保護等の研究開発、九、防衛技術等の研究開発、十、情報技術等の研究開発、十一、医療技術等の研究開発、十二、農業技術等の研究開発、十三、工業技術等の研究開発、十四、基礎科学等の研究開発、十五、社会問題等の研究開発、十六、文化・芸術等の研究開発、十七、教育・学術等の研究開発、十八、スポーツ等の研究開発、十九、その他研究開発。

に関する研究開発、六、海洋科学技術に関する研究開発、こういったような一つのブレークダウンと申しますか、個々の目標を掲げてその年なりの見積もり方針の調整をしている。これは太い線で六号答申の基本線にのつとった上でということをございます。

○日野委員 科学技術振興経費の見積もり方針の調整の際の基本方針というのは毎年新たにされるものでしようか。

○國山政府委員 お答えいたします。

毎年出しております。概算要求を各省庁が作成

いたしまでのい間に合います。この方針をもとに、ごろの時点で基本方針をつくりまして各庁省に提出いたします。

○日野委員 この諮問第六号答申に基づいてつづ
られたものだと思うのですが、エネルギー研究開発
基本計画という昭和五十三年八月十一日に内閣総理
大臣から決裁を受けているものがござります
ね。これによりますと、これはエネルギーの研究開
発推進に当たって非常に力を入れたというふうで
に私は見えるのです。非常に強力な力を入れてこ
のエネルギー研究開発に取り組むのだ、こういう
点が見受けられるわけなんですが、このエネルギー
研究開発基本計画というようなものが策定さ
れていく背景には、これはエネルギーの問題につ
いて重大な関心を払わなければならないというう
然の事項もさることながら、どうもほかの各目標達成
とか各課題から見ると、ここのこところが特に非常
に力を入れられているような感想を私持つのです
が、これは科学技術庁としての方針でございま
しょうか。特にエネルギー研究開発については、

○大澤政府委員　先生も御承知のこととは思いますが、いかのものよりも段階の力を入れていくというやうり方、そこのところをひとつお答えいただきましょう。

ただ、いま引き合いに出されましたエネルギー資源開発基本計画との関連で申し上げますと、研究開発基本計画というのは、六号答申の中に基本的なあれがございまして、六号答申では研究を開発することを重点的に推進していくということは、私ども非常に重要なことだと思っております。

ただ、いま引き合いに出されましたエネルギー資源開発基本計画との関連で申し上げますと、生活なりわが国のこれから経済なりにとりまして全く不可欠に重要な要素であるということは、う当然のことです。したがいまして、新たなエネルギー源を求め、確保していくための研究開発ということを重点的に推進していくということは、私ども非常に重要なことだと思っております。

ついてのむずかしさをいろんな意味合いで言って
こられまして、これは単に研究開発の問題だけで
はなく、日本のこれから農政の問題全般にか
かわることがあるわけでござりますので、私もど
の判断を超える点もございます。そんなことで、
折衝はしておるのでござりますというのが現状で
ございます。

海洋牧場技術の開発に關する総合研究ということことで、これは五十三年度五百十八万でございまして、けれども、五十四年度五千万ということで約十億の予算要求をいたしておりまして、こういう点で農林水産省も食糧問題は陸海両方にわたつて相当な力を入れているというふうに私ども理解いたたまして、また、これを私どもも推進いたしております。

○大澤政府委員 ライフサイエンスといいますのが、取り上げまして科学技術庁がプロジェクトの研究を進めようというふうにいたしましたのはもう数年も前のこととございまして、いま先生から御指摘がございましたように、科学技術会議の中にライフサイエンス部会というのを設けまして、そこでいかななるプロジェクトを取り上げるかというう

けでございまして、アメリカはアメリカなりの一つのプロジェクト的なことをやつたのでございまして、トの進め方は、必ずしもアメリカ的なプロジェクトの進め方は違っているようでございますが、しかし、エネルギーのような形でのプロジェクト

○園山政府委員　お答えいたします。

特に私が水産物を取り上げてみたのは、ここで技術開発というのは、ほとんどと言うと言ひ過ぎですけれども、これは農林水産省でやっているのじやないのですね。ほとんどは都道府県の水産試験場のようなところ、財政的な基盤も、言つちや悪いが非常に弱体だと思われるようなところでこれを進めているという現状があるわけなんですよ。私が水産物特に一つのモデルを設定したのは、そういう点について、本来であれば、これはもつと農林水産省のようなところで系統的にある程度資金的にも潤沢なものを持つてやるべきではなかろうか、そういうリードを科学技術庁の方でやるべきではなかろうかというふうに考えたから、あえてこの問題を拾い上げてみたわけなんです。今までの振興経費の調整ですが、この点についてはどのように考えて調整をやってこられたのでしょうか。

ところでござります。
さらに、先生御指摘の水産関係につきましては
これはいわゆる海洋開発という大きな問題の一環でござ
りますので、現在総理の諮問機関でござ
います海洋開発審議会というのがございまして、
ここにことしの二月でございましたか、総理から
「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推
進方策」という諮問が出来ました。総合的に海洋開発
発全般にわたつての基本方針と推進方策を来年の
夏をめどにいま御審議いただいておるところでござ
いまして、当然海洋開発の中では水産資源の活用
ということが非常に大きな問題でござります。な
だ、これは環境問題との関係その他鉱物資源開発
との関連というものもいろいろございます。この
辺を総合的に海洋開発審議会でも御検討いただい
ておるところでござります。大体現状はそのよ
うなところでござります。

この討論をかなりいたしましたのでござります。そのときに現在の五つのプロジェクトを設定いたしておりますが、いま先生御指摘のがんあるいは循環器といった広い意味でのものははいつておりません。人工臓器というのが入つておりますので、ある意味では循環器の一部についてのものはやつておるわけでござりますが、そういう取り上げ方でござります。

それで、そのときの理由という言い方になるかどうかちょっとわかりませんが、当時すでにがんにつきましては、文部省と厚生省とで総合研究対策というのをつくって進めておったわけでござります。そういうことがござります。つまり新しい分野としてのものをここでは進めていこうということでそれらは取り上げなかつたということになりますし、また、厚生省自身は、循環器につきまして自分なりのプロジェクトをつくってやつてしまふという考え方があつたわけでござります。

○日野委員 ライフサイエンスの点については、そういう問題点もなるほどあるのかということです。野、特に基礎生物学にかかわりますような分野、がんといったようなところは大変困難なようでございまして、つまり大きい分類からいへば、私のへんばな知識でございますけれども、細胞学的な方からとか、あるいは薬剤の方からとか、いろいろな攻め方はあるわけでございまして、それはそれなりにやつているのでございますけれども、いわゆる理工系のプロジェクト的なという展開は大変むずかしいようございます。これは基礎的な実がまだかなりわかっていないところにあるといふことのようでございまして、やはり基礎的な実の発見ということに相当依存しなければならない。したがつて、プロジェクトがなかなか組みにくいということが実情のように私どもは伺つております。

ただいまの食糧問題でござりますけれども、食糧問題につきまして、私どもは見積もり方針、調整の段階におきまして、農林水産省からいろいろ計画を聞いております。特に来年度要求におきまして、農林水産省は、従来の大型別枠研究というのからさらに大型をねらいます高度畑作技術の確立に関する総合的開発研究というようなものを約六億五千万円で新規の要求をいたしております。

なお、従来から大型別枠研究ということで、これは昨年からでございますけれども、一つは農林水産業における自然エネルギーの一効率的利用技術に關する総合研究というのを昨年約六億八千万、五十四年度十億余りの要求で進めておりますし、また、ただいまの水産関係でござりますけれども、

ちよつと伺つておきたいのですが、科学技術会議のライフサイエンス部会の中間報告では、がんなどの癌とか、心臓病だとかの循環器疾患などについて研究目標として特に重視しているわけですね。これらは非常に多くの研究機関が研究を推進しているのですが、これなんかはむしろプロジェクトを組んで、きちんとした研究を進めるということに非常に適した分野ではないかというふうにも私どもが考えているわけなんですが、これらについてどうぞよろしく。成人病関係なんかになりますと国民の関心も非常に高いので、そういう仕事をむしろ科学技術庁あたりが積極的に推進をするということを考えていいくのではないかというふうにも思うのですが、いかがですか。

したがいまして、科学技術庁が取り上げますライ
フサイエンスの分野の中にはそういう二つのもの
が入らなかつたというふうに私は理解しております
もう一つは、プロジェクト的にそういうものを
進めるのはふさわしいというお話がございました
た。私自身も医学の知識は大変薄い者でございま
すので、当初は、どちらかと申しますと理工系で
ございますので、そういう問題につきましてプロ
ジェクト的に推進をしていくことが成果が
上がるのではないかというふうに考えておつたわ
けでござりますけれども、現在の日本の進み方あ
るいはアメリカにおきましても、がん撲滅といふ
ことで研究計画の中では大変に力を入れておるわ

非常に勉強になつたわけなんです。
そこで大臣、私はいま二つの点について質問をしたわけです。ライフサイエンスの点と、それから食糧の問題、その中でも水産物に関する技術について聞いたわけなんですが、これらはいずれも六号答申の中でもある程度のウエートが置かれてゐる部分なんです。しかし、私もいま質問をして答えを伺つて、それなりの努力といいますか、これは連絡調整官庁だといつてしまえばそれまでですけれども、科学技術庁の設置法を見ても、「科学技術に関する行政を総合的に推進すること」を中心とする任務としている科学技術庁ですから、科学技術はこういう方向に従つてという六号答申のようなものが出来た以上、そこで重要な課題として掲げ

いろいろな問題を抱えています。特にその面の重要な問題で、科学技術の研究開発の推進という面もおのずからあるわけでございまして、いまお取り上げになりましたような現状であって、なかなか現実的でもございません。

○熊谷國務大臣 十分御満足のいくようなお答えはあるいはできないかもしれません、お話しのように科学技術庁の任務ははつきり書いてあるわけございますが、御承知のように科学技術庁ができますまでに、通産省であるとか農林水産省であるとかあるいは厚生省であるとか、そのほかいろいろすべての省庁にわたってござりますが、その所管の事務を通しまして、その所管の事務を進めるに關連していろいろな科学技術の研究開発のようなこともやつてきておられるわけでございます。したがって、実際の問題としましては、そういうところで所管されております、またその方がより研究開発を進める上にペターであると思われる——思われるといつたってどの程度までそれを思うことが妥当か妥当でないかという問題はありますでしょうが、そういう問題はその問題としまして、そういう含みの上で全般的な科学技術の研究開発の推進ということを進めてきている面が大部分でござりますが、いまお話しのように、たとえそういうふうな現状であっても、特にその面の重要な問題で科学技術の研究開発の必要性のある問題、あるいはライフサイエンスなどにつきましても、当庁ではもちろんやつておるわけでござりますが、農林水産省と厚生省でもやつております。それらをひつくるめてこっちでとつてしまつてやるということも現実の問題としてなかなか現実的でもございません。

とにかくばらばらになつておるものと総合調整してやるということはなかなかむずかしいわけでござりますが、そうかといってすつと科学技術庁の仕事にしてしまうといふことも現実にはむづかしいわけでござりますので、形としてはなかなかすつきりしたようならぬいにはいつておりますが、私どもが考えますのは、いま申し上げましたように、特にほかの省庁がまだほとんど手を染めないようにゆだねられておりましたような面におきましても、できるだけ当庁で所管するよう努めました。不適当だと思われます科学技術の研究開発はもちろんやつてまいりますし、いままでほかの諸官庁がこれに着手しては、特に科学技術の研究調整面から重要だと言われる点につきましては科学技術庁がこれを推進する、全般的に科学技術の総合研究調整を責任を持つて進めていくというふうな気持ちで進んでもまいり、今後もそういうつもりでいくと考えでござります。ただ、現実的にはなかなか十分にはいつておらぬ点もありますので、そういう点で御満足のいくよくなお答えはできないかもしませんが、方針としましてはそういうふうに進んでいるつもりでございます。

○日野委員 私が非常に心配するのは、こうやつて原子力やなんかに非常に力点がかかる、ウエートがかかるのは結構だと思うのですよ。しかし、その中に埋没してしまって、ある程度仕事が進んでくると、船用炉は運輸省だ、発電炉は通産省だ、こうやってだんだん手足を切り取られるようになって技術庁がなっていく、衆議院の科技特の委員会も何もやることないわというような調子になつたのでは、これはわれわれもさびしいですし、科学技術庁のあり方としても非常に問題があると思うので、エネルギーも大事ですが、そのほかにもつといろいろなところにきちんと目を配りながら自分たちの仕事をふやしていく、それが科学技術庁設置法の規定するところとも合致するというように思いますので、あえて申し上げるわけであります。

では、ちょっと質問を変えます。ほかにももつと質問をしたい事項もあるわけでありますが、いま特殊法人がありますね。たとえば日本原子力研究所だとが動燃事業団だと原子力船開発事業団だとかいう法人があるわけですが、そういうところで開発した技術的な成果、これは現実にどのように生かされていくのか、企業であるとか、そのほかのいろいろな国家機関でも結構ですが、どういうふうにこれが引き継がれていくことになるのか、それについてお伺いします。

○山野政府委員 動燃を例にとつて御説明申し上げますと、動燃は御承知のように新型炉の開発とかあるいは再処理技術の開発、濃縮技術の開発といった大きなプロジェクトで研究開発を進めておるわけであります。その研究開発を進めており込みましてまた母体企業にお帰りになるというふうなこともありますので、そういった形での技術の移転ということもありますかと思います。それからまた、動燃が研究開発をいたしました結果と

いうものはすべて公表いたしておりますので、そういう研究開発の成果が関係の各産業界等で活用されるといったふうなこともあろうかと思います。さらにまた、御承知のように先ほど申し上げましたような巨大プロジェクトと申しますのは、メーカー等に製作——それも多くの場合その試作をするいわゆる試作開発といったものも多いわけですが、そういう試作開発をする過程においては、メーカー自身に残るノーハウもあるうかと思います。それからまた、別途工業所有権のよつなもののが動燃の中に発生することもあるうかと思思います。そういういろいろな形で動燃で得られますが、こういったふうなものは正当な対価を払っていただきまして、その実施を関係する企業界に認めるといったこともあります。そういういろいろな形で動燃で得られますが、こういったふうなものは正當な対価を払っていただきまして、その実施を関係する企業界に認めるといったこともあります。そこでござりますが、こういったふうなものは正當な対価を払っていただきまして、その実施を関係する企業界に認めるといったこともあります。そこでござりますが、こういったふうなものは正當な対価を払っていただきまして、その実施を関係する企業界に認めるといったこともあります。

わけなんです。

ちょうどいいした資料によりますと、原研の五十三年度の総事業費は五百五億円。そのうち政府の支出金というのは四百六十三億。民間の支出金といふのは二億二千万にすぎない。その他の自己収入、繰越金などの収入科目が四十億ですか、そしてその民間の支出金の内訳を見ると、これは五十二年までしか出でていないが、五十二年度を見ると、民間は一億二千万出しているわけですが、電力、原子力、ガス業界、こういったところは一億二千万しか出していないわけですね。これは余りにもアンバランスで、受け取る成果に比して金の出し方がちょっと少な過ぎるのはないか、こういうふうにお考えになりませんか。どうでしょう。このところ大臣の御感想を伺いたいのです。

○山野政府委員 ちょっと先に事務的に御答弁させていただきます。

まず、研究並びに開発段階における民間資金の負担割合でございますが、これは研究開発の段階によつてもおのずから差があろうかと思います。御承知のように、日本原子力研究所は原子力の基礎的研究をする機関でござりますし、動燃事業団は、その基礎的研究を生かしまして実用化につなげていく開発をする機関というふうに割り切ることもできようかと思ひます。そういう目で見ますと、基礎研究を担当しております日本原子力研究所の方は、先生御指摘のようく五十二年、五十三年を見ますと、確かに民間支出金は全体の事業費のうち〇・五%、〇・四%といった程度でござりますけれども、動燃事業団の方を見ますと、同じ五十二年度が五・四%、五十三年度が三・〇%、金額は少のうございますが十倍程度になつております。

さらに、この動燃事業団の進めておりますプロジェクトに着目いたしますれば、こういった総事業費に占める民間支出金の割合がさらに大きくなつてしまいるわけでございまして、たとえば新型転換炉原型炉の「ふげん」の場合を見ますと、これは政府と民間とが五〇%ずつ持ち合つておると

いたふうなことになつておるわけで、この原型炉というのは研究段階から実用化につなげていく中間過程にあるわけで、いわば非常に実用化の見通しができてきた段階でのものであるだけに、この民間の負担もふえておるといったふうな実情にあります。別のところに運転経費といふのは入り込んでしまつたのだろうというふうに思うのですが、ゼロで、民間拠出金、五十三年度の三十億、これの中に入り込んでしまつたのだろうと思うのです。五十三年度の政府支出金は八百三十五億であつて、民間は三十億ですね。こういった対比を見ますと、片や八百三十五億であり、民間の方は三十億にすぎないというのを見ますと何%になりますか、まことに微々たる拠出金しかしていません。

○熊谷國務大臣 大体、局長から御答弁いたしました。それからさらに、こういったふうな研究開発の成果が得られるときには、その工業所有権というものは当然有償でしかるべき企業等に使用させるとます。

いうふうなことになつておりますので、特に不公平はない実態ではないかというふうに考えております。

○熊谷國務大臣 大体、局長から御答弁いたしました。そこまでお話しになりましたような、実際民間が受益するのであれば、それにふさわしい対価を払うべきである。これは当然の議論であります。今後ともそういうふうなバランスがうまくとれてまいりますように極力努力してまいりたいと考えておるわけでございます。

○日野委員 いま山野局長の方からは、公平でありますけれども、民間の負担割合が少なくて政府の負担が多いといふことは、確かに五十三年九百八億円といふこともえらい大きな問題はいまないかと思ひます。それで、いまお話しになりましたような、実際民間が受益するのであれば、それにふさわしい対価を払うべきである。これは当然の議論であります。今後ともそういうふうなバランスがうまくとれてまいりますように極力努力してまいりたいと考えておるわけでございます。

○日野委員 いま山野局長の方からは、公平でありますけれども、民間の負担割合が少なくて政府の負担が多いといふことは、確かに五十三年九百八億円といふこともえらい大きな問題はいまないかと思ひます。それで、いまお話しになりましたような、実際民間が受益するのであれば、それにふさわしい対価を払うべきである。これは当然の議論であります。今後ともそういうふうなバランスがうまくとれてまいりますように極力努力してまいりたいと考えておるわけでございます。

○熊谷國務大臣 いま山野局長の方からは、公平でありますけれども、民間の負担割合が少なくて政府の負担が多いといふことは、確かに五十三年九百八億円といふこともえらい大きな問題はいまないかと思ひます。それで、いまお話しになりましたような、実際民間が受益するのであれば、それにふさわしい対価を払うべきである。これは当然の議論であります。今後ともそういうふうなバランスがうまくとれてまいりますように極力努力してまいりたいと考えておるわけでございます。

○日野委員 いま山野局長の方からは、公平でありますけれども、民間の負担割合が少なくて政府の負担が多いといふことは、確かに五十三年九百八億円といふこともえらい大きな問題はいまないかと思ひます。それで、いまお話しになりましたような、実際民間が受益するのであれば、それにふさわしい対価を払うべきである。これは当然の議論であります。今後ともそういうふうなバランスがうまくとれてまいりますように極力努力してまいりたいと考えておるわけでございます。

○熊谷國務大臣 いま山野局長の方からは、公平でありますけれども、民間の負担割合が少なくて政府の負担が多いといふことは、確かに五十三年九百八億円といふこともえらい大きな問題はいまないかと思ひます。それで、いまお話しになりましたような、実際民間が受益するのであれば、それにふさわしい対価を払うべきである。これは当然の議論であります。今後ともそういうふうなバランスがうまくとれてまいりますように極力努力してまいりたいと考えておるわけでございます。

○日野委員 いま山野局長の方からは、公平でありますけれども、民間の負担割合が少なくて政府の負担が多いといふことは、確かに五十三年九百八億円といふこともえらい大きな問題はいまないかと思ひます。それで、いまお話しになりましたような、実際民間が受益するのであれば、それにふさわしい対価を払うべきである。これは当然の議論であります。今後ともそういうふうなバランスがうまくとれてまいりますように極力努力してまいりたいと考えておるわけでございます。

○熊谷國務大臣 これも先ほどから申し上げています趣旨のとおりでございまして、官民の負担割合が妥当を欠くということがないように、今後ともそういう御趣旨を十分生かしてまいりたい。したがつて、そういう意味で検討も十分させていたいため、今後もしていきたいと考えておるわけでございます。

ざこます。

○日野委員 これは公平か不公平かということだけで言い合いをしますと、片方は公平だといい、私の方はその上に「不」がつくんだ、いや、つくるしかないの問答だけになってしましますから、ここで私の要望を申し上げて、私の質問を終わりたいと思うのです。

こういうことを考えてみると、やはり受益者負担が負担するんだ、もつと負担するということは大きな原則として考えていいのではないかというふうに私は思うわけであります。この政府支出金というのを、とりもなおさず税金でありますて、国民の税金の中から支出をするわけでありますから、国民の側としては、そこで支出をし、さらに電力料金として支出をするというよな形にもなるわけでありまして、そういう観点から見るとやはり私はこの民間拠出金の比率をもつと高めるべきだというふうに考えますので、ぜひともそのような方向でこれからやつていただきたいということを一言要望を申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○大石委員長代理 田畠政一郎君
○田畠委員 ちょっとシナリオにないので申しあげ
けないのですが、ひとつ政府の基本的な政策についてお伺いいたしたいと思います。

まず、先般中国から石油を受けてそれを火力発電所に使つてはどうか、こういう政府側の計画と、いうか勧めに対し、電力会社はこれを断つた、こういうことを新聞で拝見したわけでございます。それと、最近は石油の発掘がだんだん進んでまいりまして、メキシコにおきましてはサウジアラビアに匹敵するような大変有力な大油田が開発される。そこでアメリカでは、石油の寿命は短いというけれども實際は想定したよりは倍になつて、あるいは倍以上になる可能性がある、こういうようなことを発表しているところもあるわけでございます。原子力発電所問題については、本委員会においてしばしば議論しておりますように、うるさい危険性が伴うものでございますが、これなかなか危険性が伴うものでございまして、そうしたことを考えますと、石油の供給量がある程度あるという見通しに立てば政府の今日の計画は多少変更していくこともあり得るんじゃないかな、こう思つてございますが、その点に関していかがでござりますか。

見されたなどという情報はござります。しかしながら資源エネルギー庁の長期的な観点から申し上げますと、それは一時的な緩和ということであつて、長期、超長期に見ますとやはり石油の有限性ということを否定するわけにはいかないのではないか。また、石炭の問題につきましても非常に大量な燃料存量があるということは知らされておるわけでございますが、その経済性の問題を含めて考えますとやはり原子力開発は進めなければならぬ、そういうつながりでございます。

○田畠委員 石油の供給量がふえてきておることは真実間違いないわけです。恐らくここ一、二年のうちにだんだん明確になるのではないかというふうに思っております。そうしますと、これは政府には原子力発電所あるいは火力発電所その他の計画があるのでございますが、石油供給量がふえたというある程度の目安のついた段階においては政府の計画書を手直しするということもあり得るというふうに理解をしたいと思うのでござります。これはないということを前提に計画を組んであるわけですから、あれば多少は手直していくことになるかと思うのですが、そういうふうに理解をしてよろしいかどうかということでござりますね。これはひとつ大臣の方で御答弁いただきたいと思います。

○熊谷国務大臣 いまお答えいたします中に、あるいは多少見解が違うと言われるかもしれませんが、原子力発電所は危険だから、したがって石油がふえれば原子力発電所はそれだけ開発を減らすべきではないか、こういう御意見がございました。この点でございますが、これは率直に申し上げますが、われわれは、原子力発電所は決して安全だとは言いませんけれども、しかし原子力発電所の特性に対しましてはこれを規制する法律があるわけでございまして、この原子力規制法の法規に定められました安全規制を忠実に守つて、そして慎重に運転していくべきは実用に供し得られる段階にありますとやはり原子力開発は進めなければならぬ、それはそれとしまして、石油がふえていけば原

○田畠委員 大臣は通産省の意見を聞いてくれと言ふのですが、これは電力会社も通産省もそうでござりますが、やっぱりエネルギー危機といふのは石油が枯渇するというか供給が低下していくという前提に立つて原子力発電所がある程度のバランスを持つて必要である、こういうのがいままでの御説明でございましたね。ところが、石油の供給量がふえるということになれば、いま熊谷長官おっしゃつたように、それじゃゼロでいいのか、こういう意味じゃないのです。しかし、原子力発電所の発電計画というか、建設計画を一部手直しすることだって考えられないことはないわけでございまして、そういういわゆる検討の時期というのはあり得るのかどうかということですね。

○児玉(勝)政府委員 いま先生おっしゃいまして、たゞ、油の需給が緩和するというような問題で、原子力発電のテンポを落としていくというようなことをお話しでございましたけれども、原子力発電の推進というのは、一つは脱油、脱原油という問題から発想が出ておりまして、原子力というのは核燃料サイクルによつての準国産的なエネルギーを確立するということから発している方がより大きい問題なのではないかと私たち理解をしておりますので、油の需給によつて若干経済性の問題を含めまして競争力が原子力の場合になくなるとかといふような問題のときにはそのテンポが緩むというよ

字の上から見ればあるいはそういうことになるかもしれません、この辺はいかがなものでございましょうか。石油につきましてもやはりいろいろそれでの問題がありますから、数だけでいいで、これだけのうちにこれが多くなればこれは減らしてもいいのじやないかという御理解、これは否定はいたしませんが、さればといって私の方でこれを全面的にそうだと申し上げるのもちょっと私は確信がありませんんで、それは一遍大臣の方からということでございますが、エネルギー全般の立場から行政を進めておられます通産省の御意見も聞いていただきたいと思うわけでございます。

で、科学技術庁と通産省の係の方だと思うのでござりますが、当日出席をいたしました京都大学の柴田所長に対し、ここで合意に達したというか了解点に達したという点を文書でもつて確認といいますか、そういう手続をとつてほしいという二とで勧められましたけれども、京都大学の研究員の諸君は合議してこれを拒否したということを聞いておりますが、事実でございますか。

○牧村政府委員 セっかく持たれたこういう討論の場でございますので、いわゆる議長のような形を務めていただきました柴田先生に、その当日の技術的な討論の結論と申しますか、取りまとめをすることが適當であろうといつお願いはいたしましたけれども、文書等によつてそれを確認するというようなことはいたしていないと聞いておりま

的な点を重んじなければならない非常に科学的な問題をいわば短時間で力でもつて屈服させようとするようなやり方がなされておるのではないかと

いう疑いを私どもとしては持たざるを得ないわけが折れたのかという点についてのいわゆる意見交換というものが冷静になされていいんじゃないかとてございます。もつと時間をかけて、なぜ燃料棒が折れたのかといつ時間がかかるべきでございますが、その点いかがでございますか。

○牧村政府委員 議長であられる柴田さんに当日の議論の結果につきましてある取りまとめをしていただいたわけでございますが、これがすべて先生がおつしやられるよう押しつけとかそういうことではございませんで、むしろバッフルブレーカーからのジェット流が及ぼした燃料体損傷の關係の問題あるいは燃料体が白色異相部というのを生成しておつて、これが溶融の可能性があるかないかといつような問題につきまして、京大側でお持ちの御見解と私の方の見解を双方出し合いまして検討した結果、国側の見解との相違点は相違点合いでした結果大体了解したんだから開始させていただくということで、私の方に関西電力の副社長もお見えになつてゐるわけであります。

そうしますと、この九月三十日の会議というのにはまことに重大な会議であると言わなければならぬわけであります。京都大学は長い時間をかけて研究してまいりまして、政府の見解とはかなり異なる見解を持つておつた。それがわずか五、六時間の間に政府側の説得に納得をする。その席上には、上京してまいった者は四人。しかも、いまの御説明によりますと、二十二人以上の関係者の方が待ち受けて、そしてこれを説得されておる。これは実際はいまもお話しのとおり、特にこの問題について了解点に達しようということで招集されたわけじやない。両方が有無相通じて会議を開催されたという御説明であります。

そういうことを考へると、こういう非常に学問的で問題を重んじなければならない非常に科学的な問題をいわば短時間で力でもつて屈服させようとするようなやり方がなされておるのではないかとてございますが、むしろ非常に学問的な雰囲気で、会議の中身も活発に非常になごやかに行われたというふうに私は報告を受けたわけでございます。

によく認識していただいたことを御確認いただきております。

そのようなことでござりますので、むしろ非常に学問的な雰囲気で、会議の中身も活発に非常になごやかに行われたというふうに私は報告を受けたわけでございます。

○田畠委員 それでは一つだけ簡単にお伺いしま

すが、燃料棒が折れたのは取り扱い中に折れたのですか、それとも運転中に折れたのですか。

○児玉(勝)政府委員 運転中に折れたわけでござります。

○田畠委員 運転中に折れたということになれば、これは溶解といふことも考えられるんじやないですか。だから白色異相部の問題については、この前からも御見解をいただいておりますが、な

ぜできたのかといつことは明確でない、ここに学者の間にも非常に疑問が起つておるわけです。

だから、その原因が明確になつてから美浜の第一号機については運転を再開するといつことでなければならぬと思う。いま聞いておると、溶解で折れたものではないといつ見解だけれども、白色異相部の原因についてはわからぬ、こういうことになつておるわけですね。これでは多くの学者も、また私ども納得できない、こう思うわけでございます。そういう点について京都大学が疑問を提起している。そして学者間でシンポジウムを開催している。そこで学者間でシンポジウムを開催しておるわけでござります。

う考え方で處理したんだといつことをざつくばらんに話し合つて、その考え方の違いは明らかにしておるわけでござります。

また、白色異相部の成因につきましても、種々現象的に考えられることがいろいろ議論されまし

て、この成因につきましてはきわめて學術的ある御説明によりますと、二十二人以上の関係者の

方が待ち受けて、そしてこれを説得されておる。

これは実際はいまもお話しのとおり、特にこの問題について了解点に達しようということで招集

したわけじやない。両方が有無相通じて会議を開催されたという御説明であります。

を開きたい、こう言つておる。これはやはり人を派遣してもらひとも思つておる。こ

ういうやり方自体に対し、ひとつ今後改めていただかなければならぬと思うのでござりますが、この点について御見解をいただきたいと思いま

す。

○牧村政府委員 先ほどから御説明いたしましたように、今回の会合につきましても、私どもかたくなな姿勢でおるわけでもございませんし、この

燃料棒破損事故に伴います試験研究の成果につきまして、こういう研究者が御疑問を出された場合

には喜んで説明したいといつことで、国の立場をより明らかにすることとて御説明してきたわ

けでござります。今後もそのようなことで、決し

て研究成果あるいはそれに基づく対策について隠

しておるというような態度をとるつもりはございません。

しかし、今回の京大との間に持たれました意見は非常に私どもざくばらんに意見の交換であつたと聞いておりますし、私どもの成果は先生方がお聞きいただきまして、なおいろいろと自分たちの理論的な研究等に使つて調査をしてみるという

よつた御意見もあつたやに聞いておりますので、

京大の研究者のグループの方々がいろいろとざらにこの問題を御検討するには非常に結構なこと

ではないかと考える次第でござります。

○田畠委員 大臣、いかがでございましょう。京

大ではこの種の研究も続けるでしようが、この問題も含めましてぜひひとつ係といつますか、政府

側なり、政府側の研究者と十分話し合いたいとい

うか、そういうシンポジウムにも参加していただ

きたい、こういう希望を持つておるわけでござ

ます。これは公開の原則から言いましても、でき

だけ研究は公開してやつていただくといつこと

が必要かと思うのでござりますが、この点につい

て政府としてのいわゆるそうしたものに応ずる用

意があるのかどうかといつ点をお伺いしたいと思

います。

そういう意味で、京都大学が近くシンポジウム

を開くから政府からどうでもよ」せ、こういいうと
につきましては、十分検討しなければいまここ
でおいそれという御返事もいたしかねるかと思ひ
ます。

たた こういう問題が起きますのにござりますことは、日本
も、非常にいつも痛感しておりますことは、日本
のいまの原子力開発に関する問題に非常に基本的な考え方の方のずれがあるということを痛嘆せざるを得ない現状でいるわけでございます。先ほども、また朝も申し上げましたように、私どもとしましては現在の安全規制を忠実に守って慎重に運転していくけば一応実用に供し得る段階にある、こういう認識でございますが、それで安全性が絶対かといふとそんことはあり得ませんので、安全性の追求ということはあくなく続けていく。そして少しでも絶対的な安全に近づくということは第一義的に考えていかなければなりませんが、それはそれとしまして、いま申し上げましたように、一応これで、一面にはそういう心得を忘れないで進めていけば実用に供し得られる段階にある、こういう考え方を持つておるわけでございます。また、こういう考えが日本の国の原子力の平和利用とどう、いわば国策が決まった根拠であると思うわけでござります。

ところが、その点につきまして、もうどんな微細な点でもその点を十分明確しなければならぬ、そこまではいいのですが、そのため実用そのものに反対だというような議論も一部にあるわけでござります。そうすると、またそれに対してどういう議論でやられたんじやかなわぬから何とかする——率直に言えば逃げるというような態度も生まれてござるを得ない。そしてそういうものがお互いに繰り返されまして、原子力行政といいますか、原子力全体の問題が何か薄れているような現状にあるというふうに私どもは率直に考えてゐるわけでござります。何とかしてこういうもつれを解きまして、本当に実用に供し得る場合に、全体としては実用に供し得ても、この程度ではとめるなり何かして十分慎重に検討しなければならぬと

○田畠委員 質問はこれで終わりますが、私どもは、こういう問題は特に科学的に真相を究明するに於ける病になつてはならぬと思うのです。いまことに憶病になつてはならぬと思うのです。いま言われたようにこれを推進するのかしないのかという議論の前に、原因なりあるいは科学的な裏づけの調査なりといふものは慎重の上にも慎重をして十分やつていただきなければならない。これが原子力行政の基本であると思うのです。ですから、そういう意味で、学会からせひひとつ説明をしてほしい、というような要望については喜んで受け立つ、というような政府の姿勢というのが必要なのではないかというふうに思うわけでございまして。そういう意味で対処いたしていただくことを要望いたしますし、質問を終わります。

か、この程度ならばさらにこういうことを今後どう分配慮した上で一応運転を進めていくとかいう、何か言葉は適当ではありませんが、常識的な合意が成り立つということを私は考えているわけであります。したがって、個々の場合の判断につきましては、そういう基本的な考え方の上に立って今後も処理してまいらねばならぬ。お尋ねの範囲で外れたかもしれません、一応この機会に申し上げておきたいと思って申し上げるわけでございま

いうふうなお話があつたわけでございます。したがつて、大河博士のそういうお答えとして答弁していただつもりでございます。ただし、私自身がそれにについて確信があるとか見通しがあるとかといううことは申し上げておりませんし、事実果たしていつできるかということについての確定したる見通しをもつっているわけではございませんが、そういう経緯でございます。

実は、私たちもがいままで聞いておりますところでは、核融合の実用化といいますか実際に使われるような時期の見通しは二〇〇〇年代前半で、前半というと非常に多いですが、紀元二〇三〇年になりますか五〇〇年にますか、そういう具体的な時期だというふうに聞いているわけあります。これは聞いておるだけでありまして、私自身はそれに対してもうかと相づちを打つほどの知識があるわけではありません。ところが、大河博士のお話でございますと、それは技術的な問題というよりは政策の問題である、政策いかんによつては一九〇〇年代にも不可能ではないということを大河博士が私に言われたわけであります。政策的な問題とはどういうことかということを聞きましたときは、お答えになつた点はちよつと覚えておりませんが、さらに私が念を押しまして、それは経費のことでしょうかということを申し上げた

化は、そんなに技術的な困難性は本當にないのですか。
○熊谷国務大臣 新聞を見ておりませんの
で、どういうふうに報道されましたか十分わかりませんが、そういう問題についていろいろ御質
疑がありました場合に、たまたま先般私がアメリカのラホヤ・サンジエゴの付近ですが、そこにお
りますゼネラル・アトミック社の副社長で、核融
合の担当者であります日本人の大河干弘博士にお
目にかかる機会がござります。そのときに、い
ろいろ核融合の今後の見通しについてお話を伺つ
た次第でございます。

さいまして、これは非常にやさしくできるとい
趣旨では決してない。大いにその研究開発の努力が
は必要でございますが、不可能な問題というの
いまの時点では予見されないということでござ
まして、その実現の時期につきましても、アメリ
カの学者等の意見によりますれば、一部の学者は、
金と研究者を投入すれば今世紀末にも実現できる
という意見の方もありますし、また、今後半世紀ほ
程度を要するという意見もあリまして、相当幅は

○山野政府委員 核融合と申しますのは、先生御承知のようないろいろな方式があるわけでございまして、これは現在研究が一番進んでおると言われます磁場閉じ込めのトカマク型の核融合につきましても、また、全くの基礎的段階にあるものにつきましても同じでございますが、要するに基礎的研究開発段階にあるわけでございます。

そこで、その実用化の時期をいまの時点での確に申し上げるのにはきわめてむずかしい問題でございますが、私どもが内外の学者の意見あるいはまた原子力委員会の中に核融合会議というのがあるわけでございますが、そういう場の意見といたふうなものを総合いたしますれば、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、今後研究開発を要する技術的な課題というのはたくさんあるわけでございます。しかし、いまの時点で乗り越え得ないような技術的障害というものは見当たらぬ

ありました。要するにこれは長官の考へではあります。長官としてはどうですか。二十一世紀には自信はあるのですか、ないのですか。どちらですか。
○熊谷国務大臣 いま聞こえないところがあると
いうお話をございますが、私どもの考へでは大体
紀元二〇〇〇年代の前半である。前半にはできる
のではないか、こういうふうに思つております。
○貝沼委員 そうすると技術的にはどうですか。
非常に困難だというお考えですか。それともいき
の調子ならまあ何とかいくだらうという樂観的な
考え方ですか。

あります。しかし、将来は明るいというのが一致した見解でございます。

○貝沼委員 この核融合は前々から、あと三十年とか五十年とかいろいろ言われましたけれども、いまに先が見えません。そこで、新聞記事でいかにも自信ありげな記事が出来ますと、政府は特別なことでも考えたのかな、さらに、原子力委員会発表の長期計画、九月の十二日に出したにもかかわらず、この中にはとてもじやないけれども、大変だということが書いてあるわけですね。ところが、長官のそういう答弁があったということを聞きますと、私は、どうしたのかなという感じがありまして、私は、お尋ねをしたわけであります。今度から答弁のときに誤解のないようにお願いをいたします。

○熊谷国務大臣

実は私も不敏で、会議録は読んでおりませんが、私がそういう見込みがあると言つたのではありませんで、大河博士にお聞きしましたらこういう話でございましたということを申し上げたことはございませんので、そういう誤解がありましたら、どうか御了承をお願いしたい

御参考までに申し上げたわけでございまして、決して私がそう樂々と核融合ができるということを申し上げたことはございませんので、そういう

○貝沼委員

それからもう一つの問題は、これは日本の原子力発電の基本的な問題に触れますので、お尋ねするわけですが、報道によりますと、通産省が十月の七日、CANDU炉の導入を最終的に決めた、こういう記事が出ておるわけであります。報道でありますから果たして内容はどういうことなんですか。

○児玉勝政府委員

いま先生のおっしゃいましたように、CANDU炉の導入を通産省が決めたという事実はございません。CANDU炉につきましては、かねがね原子力委員会の動力炉専門部会、それから総合エネルギー調査会の原子力部会、そういうような諮問機関におきまして、CA NDU炉というのをいろいろなウラン資源の有

効利用とかあるいは供給保証への期待、それからダウントリーム問題の容易さ等々の問題から、日本の国においても十分勉強をすべきである、そ

ういう御指摘をいただいておりまして、通産省としましては、五十一年以来電発をしてその勉強をさせてきたわけでございます。その勉強の成果も、ことしの四月以降レポートとして出てまいりました。そういうことからCANDU炉の具体的な開発という問題についてどういう決着をつけるべきかということが現在問題になつておることは否めない事実でございますけれども、そういうことで電源開発会社をして基本設計をやらせていいもの

貢献の新型動力炉懇談会にお諮りしておりますし、総合エネルギー調査会の原子力部会においてただいま検討中でございます。その検討並びに電気事業者の意向というものを踏まえました上で導入の問題について決定したいと考えております。

○児玉勝政府委員 原子力委員会の新型動力炉懇談会、総合エネルギー調査会の原子力部会においておいて検討していただいておりますし、電気事業者の意向も踏まえまして、その上で行政庁として判断をしたい、こういうことでござります。

○貝沼委員 最後のところをもう一回お願ひします。いまちょっと聞こえませんでした。

○児玉勝政府委員 最後のところをもう一回お願ひします。いまちょっと聞こえませんでした。

○貝沼委員 最後のところをもう一回お願ひします。いまちょっと聞こえませんでした。

○児玉勝政府委員 原子力委員会の新型動力

やつておるのだということなのです。それで原子力委員会の方も、表立っては言つてないけれども、実は裏でしっかり勉強しなさいみたいな話なのです。こうなってくると、毎年原子力委員会で原子力开发利用計画といふものがつくられておるわけですが、こういうところに出でこないことがいまかなりほかにもあるのじゃないかということを勧めたりたくなるわけです。

そこで、たとえば昭和五十二年度あるいは五十三度のこの基本計画を見ても、CANDU炉という話は全然ないのです。ところが、実際は五十年度から予算がついて勉強をしておる、こういうことなのですけれども、この関係はどういうふうになるのですか。

○山野政府委員 原子力委員会の新型炉についての考え方と申しますのは、九月十二日に定めました原子力开发利用長期計画の中に示されておるわけでございまして、それによりますれば、将来的の炉型の選択としましては、まず基本路線としては現在の軽水炉から高速増殖炉につなげるということになります。これはただいま先生が御指摘になつたとおりでございます。それ以外の炉、たとえば現在動燃で開発をいたしております新規転換炉であるとか、あるいは導入すべきかどうか検討されていますから、あるいは原子力局長でも結構ですが、私は以前にこのCANDU炉のことについて、たとえばわが国の原子力行政あるいは原子炉の今後問題として一体どういう位置づけをしようと考えておるのかどういふうなことはすべて今後の検討課題ということになつておるわけでございまして、今後ATRの実証炉以降の開発をどうするか、あるいはCANDU炉を入れるのか入れないのかというふうなことはすべて今後の検討課題ということになつておるわけでございまして、通産省の方で若干の予算を計上されると

ふうに私は理解いたします。ふうに私どもは理解しておるわけでございまして、関係の企業並びに通産省とされてもまだCANDU炉の導入を決定されたわけではないというふうに理解いたしております。

○児玉勝政府委員 ただいま御質問のございましたCANDU炉は実用炉か否かという問題でござりますけれども、CANDU炉といふのはカナダにおきまして、またカナダが輸出した先におきまして、全体において現在約五百万千瓦のトパクリ実際稼働しておりますし、その稼働の年数も四十七年以來相当な時間がたつております。

○貝沼委員 ただいま御質問のございました。その意味ではカナダにおきましては商業用の実用炉と言えるのではないかと私たちとしては考えております。しかしながら、日本の国にそれを導入する場合にどういうような位置づけにす

ます。そういう意味ではカナダにおきましては商業用の実用炉と言えるのではないかと私たちとしては考えております。しかしながら、日本の国にそれを導入する場合にどういうような位置づけにす

ます。そういう意味ではカナダにおきましては商業用の実用炉と言えるのではないかと私たちとしては考えております。しかしながら、日本の国にそれを導入する場合にどういうような位置づけにす

ます。そういう意味ではカナダにおきましては商業用の実用炉と言えるのではないかと私たちとしては考えております。しかしながら、日本の国にそれを導入する場合にどういうような位置づけにす

ます。そういう意味ではカナダにおきましては商業用の実用炉と言えるのではないかと私たちとしては考えております。しかしながら、日本の国にそれを導入する場合にどういうような位置づけにす

ます。そういう意味ではカナダにおきましては商業用の実用炉と言えるのではないかと私たちとしては考えております。しかしながら、日本の国にそれを導入する場合にどういうような位置づけにす

ます。そういう意味ではカナダにおきましては商業用の実用炉と言えるのではないかと私たちとしては考えております。しかしながら、日本の国にそれを導入する場合にどういうような位置づけにす

ます。そういう意味ではカナダにおきましては商業用の実用炉と言えるのではないかと私たちとしては考えております。しかしながら、日本の国にそれを導入する場合にどういうような位置づけにす

ます。そういう意味ではカナダにおきましては商業用の実用炉と言えるのではないかと私たちとしては考えております。しかしながら、日本の国にそれを導入する場合にどういうような位置づけにす

ます。そういう意味ではカナダにおきましては商業用の実用炉と言えるのではないかと私たちとしては考えております。しかしながら、日本の国にそれを導入する場合にどういうような位置づけにす

いう位置づけをいたしております。その導入につきましては、経済性あるいは安全性、燃料サイクルに与えるインパクト等いろいろな観点からこれを評価して結論を出すべきであると言つておるだけでございます。現在新型動力炉開発懇談会としましては、そのことをからCANDU炉の具体的な開発という問題についてどういう決着をつけるべきかということが現在問題になつておることは否めない事実でござりますけれども、そういうことでございまして、そのことにつきましては、原子力委員会の新型動力炉懇談会にお諮りしております。

そこで、たとえば昭和五十二年度あるいは五十三度のこの基本計画を見ても、CANDU炉という話は全然ないのです。ところが、実際は五十年度から予算がついて勉強をしておる、こういうことなのですけれども、この関係はどういうふうになるのですか。

○貝沼委員 要するにCANDU炉の名前が出てきたのはこの九月十二日が初めてなのです。ここへ初めて出てきた。ただいま局長がおっしゃったことが書いてあります。ただ、この場合に、CANDU炉というものについて、たとえばわが国の基準に照らしてこの炉は実用炉と判断すべきなのか、あるいは実証炉であるのかというような勉強をなさつたのだとさうですから、その結論はいつ出されて、どういう結論になつたのですか。これは恐らく通産省の方で初めて結論を出して、それから原子力委員会が何かでーーあれは安全委員会の方だけれども、メンバーはいまおりませんから局長が答えるのだと思いますが、その辺はどうなつたとおりでございます。それ以外の炉、たとえば現在動燃で開発をいたしております新規転換炉であるとか、あるいは導入すべきかどうか検討されておりますCANDU炉というふうなものは、あくまでも軽水炉、FBRという基本路線を補完する炉として位置づけようとしておるわけでございまして、今後ATRの実証炉以降の開発をどうするか、あるいはCANDU炉を入れるのか入れないのかというふうなことはすべて今後の検討課題ということになつておるわけでございまして、通産省の方で若干の予算を計上されると

ふうに私は理解いたします。ふうに私どもは理解しておるわけでございまして、関係の企業並びに通産省とされてもまだCANDU炉について今後の検討課題であるといふに理解いたしております。

○児玉勝政府委員 ただいま御質問のございました。その意味ではカナダにおきましては商業用の実用炉と言えるのではないかと私たちとしては考えております。しかしながら、日本の国にそれを導入する場合にどういうような位置づけにす

ます。そういう意味ではカナダにおきましては商業用の実用炉と言えるのではないかと私たちとしては考えております。しかしながら、日本の国にそれを導入する場合にどういうような位置づけにす

うことを決めなければだれが申請するかというのは決まりませんので、それまでの間にはこの国内での位置づけというのが決まるであろうし、またそれは発足いたしました原子力安全委員会において恐らく御判断いたたくものであろうと考えております。

○牧村政府委員 ただいま通産省からの御説明のとおりでございますが、この導入が決定いたしましたと、先般改正させていただきました基本法の改正におきまして、主務大臣を定める、炉の区分の政令を出す必要がございます。その際、原子力安全委員会並びに原子力委員会の意見を聞いて政令を定めることになりますので、ただいま通産省の方から御説明がありましたように、このCANDU炉が実用段階のものであるか、あるいは開発段階のものか、この辺のことにつきましての両委員会の意見を入れた上で政府が決定をするというふうな段取りにならうかと考えております。

○貝沼委員 そうですか。大体導入することが決まつたら判断するわけですね。私は、実用炉でなかつたら初めから判断しないだろうと思うのです。たとえばこれが実験段階のものだとわかつておつたら、こんなものは判断するも何もないわけですから、したがつて、どうもその辺がはつきりいたしません。何となくさつと出てきた感じです。

問題がクローズアップされて、いかにも五十年から勉強してきた結果が偶然にもいま出てきたような感じの答弁でありますけれども、いまいう時期に出てきますと、そつは受け取れないですね。したがつて私は、時期としては余り妥当ではないのじゃないかという感じがするわけですが、五十年から勉強してきたのだそうでありますから、恐らくその結論なんでしょう。

それからさらに、エネルギー庁長官の私的諮問機関である発電用新型炉等実用化調査委員会とい

うのがありますね。これが二年間の検討の結果、耐震性を含め技術的には問題がないが、こううふうに結論を出したというのがきっかけになります。

○牧村政府委員 安全局の方ではまだ入手しておりますけれども、こういうようなおるよう方あるいは安全局長の方では入手されております。

○貝沼委員 安全局の方ではまだ入手しておません。現在原子力委員会の下にございます動力炉開発懇談会におきまして、この炉の性格等につきまして検討が行われているわけでございます。

○貝沼委員 原子力局長にお尋ねいたします。

先ほど補完的な意味でという言葉がありました。この補完的という意味にはいろいろな技術的な問題もありますが、説明を要する部分があると思います。この点について説明をお願いします。

○山野政府委員 補完的と申しましたのは、基本的な命題としましてわが国はウラン資源を海外に依存しているわけでございますので、輸入したウラン資源を最も有効、効率的に活用する必要があるわけでございます。そういうことで現在使用している燃料以上に新燃料を生み出す高速増殖炉というものが、この高速増殖炉の実用化時期というものが現

在考えておりますように一九九〇年代半ば、あるいはできることであればそれより早く実用化され得るというふうな見通しが確立されました暁には、中間炉といつたふうなものが必要でなくなるわけでございますので、そういう意味で、基本路線が条件さえ整えば補完炉なしにいけるという場合もあり得るわけでございます。

○貝沼委員 ただ、このFBRの開発というのも非常にむずかしい技術を内蔵したものでございますので、予定どおり一九九〇年代の半ばまでに実用化できるかどうか、これは不確定でございますので、これができる場合に備えまして、中間炉としまして

いうのも進めておく必要があろう、そういう趣旨におきまして補完的な位置づけをしておるという

○貝沼委員 そうしますと、軽水炉から高速炉へいくのが基本である、ただ高速炉の開発そのものがあるは時間がかかるかもしないし、わからぬ、そこで補完的な意味でCANDU炉あるいは転換炉を位置づける、こういうふうに理解してよろしいですか。

○山野政府委員 ウランプルトニウムサイクルといふものに着目して申し上げればそのとおりだと思います。それでCANDU炉の問題

は今後の検討課題でございますから、いまの時点

で仮定の議論をするのは妥当でないかもしれません

が、仮にCANDU炉を入れる意味があるとした場合には、燃料サイクル上は、ウランプルトニウムサイクルという別個のもう一つ違う燃料体系というものを取り込むことになるわけでございます。そういう複合したサイクルにする方がわが国の燃料政策上有利かどうかという判断がその時点では別途また必要にならうかと考えております。

○貝沼委員 そこで、通産省にもう一度確認しておきます。先ほどこういう諮問委員会の結論が出

ておるので、原子力委員会あるいは安全委員会の方にと、いう話だったが、通産省としては、内部的にはこれはオーケーしておるわけですか。要するにCANDU炉はよろしい、こういう判断をしておるわけですか。

○貝沼委員 通産省内部におきまして

も、そういう審議会等諮問機関の御意向を承った上で決定するということになつております。まだ内部で決定したというわけではございません。

○貝沼委員 それではいつごろ決定するかしないかの相談はなさるわけですか。

○貝沼委員 いまおっしゃられました

予算につきましては、重水炉の確証試験ということで実施させるものでございます。

○貝沼委員 重水炉といえばCANDUだけじゃないので、それとも、CANDUを導入する場合もあり得るという判断のもとに、こういう研究をなされたとの違いですか。

○貝沼委員 重水炉といふことは、CANDUだけじゃないので、それとも、CANDUを導入する場合もあり得るという判断のもとに、こういう研究をなされたとの違いですか。

用できると考えられております。

○瀬崎委員 その再処理工場の解体、施設の廃棄が現実に問題になるのは、その後何年ぐらいたつた時点ですか。

○牧村政府委員 この施設の解体につきましては、なお十分に検討が進められておりませんので、いかと申し上げかねるところでござりますけれども、何分にもこの再処理施設と申しますのは非常に高い放射能を持つ使用済み燃料を処理する施設でございますので、施設の本体の耐用年数を超えてある相当程度の冷却期間を置かなければならぬことも考えながら、今後解体、改修というようなことを検討していかなければならぬと考えております。

○瀬崎委員 その相当程度というのは数カ月、数年あるいは十数年、こういうふうに言えども、オーダーになります。

○牧村政府委員 数年から十年あるいは場合によりましてはそれより以上になろうかと思います。

○瀬崎委員 牧村局長は五十二年十一月十七日の本委員会でこういう答弁をされていますね。これは発電炉の解体についてであります、「どういふふうなものが技術的に一番いいのか」ということでも、まだ世界的にも解体のやり方につきましては決まつた情報と申しますか、そういうものは確立されない段階でございます。」「その解体のやうなふうなものが技術的に一番いいのか」ということについては現在原子力委員会の専門部会で若干の検討が始まつた段階でございます。また「現在 IAEA、国際原子力機関におきまして、この解体に関する技術委員会が持たれ」「ここに世界じゅうの方に關連いたします学者、学識経験者が集まりまして、いま盛んにどういうふうな技術基準でやればいいかと、ということ等を議論しておる段階でございます。」「こういうところで行われる議論も踏まえまして、これから十年あるいは二十年先にこういう問題が起きてくるわけでございますので、関係省庁並びに発電会社等の意見等も徴しながら、慎重に検討を進めてまいりたい」こういう答弁をされているわけですね。発電炉に比べて再

処理工場の解体あるいは廃棄の方法、技術というものはそれよりもさらに長期間の検討を要するもののか、困難なもののか、発電炉に比べればもっと早く技術が確立し簡単にできるもののか、その点はどうですか。

○牧村政府委員 再処理工場は先生御存じのようには廃棄物の排出までの化学プラントでござります。溶解から精製ある

ので、解体の仕様につきましては、原子炉と異なりましていろいろな技術的な特色も出てこようかと考えられるわけでございます。今後その解体のことにつきましては、たとえば原子力安全委員会の専門部会等で、原子炉のみならず、このような施設についても検討を加えていかなければならぬと考えておりますが、現段階におきましては、この解体の具体的な方法等がまだ決まつたわけではありません。外國の例を見ましても、プラントを閉鎖しておるという段階のものはございませんけれども、これを積極的に全部解体してしまうと

いう計画があるわけではございません。したがいまして、われわれといたしましては、そのような

ことなんでしょう。ところが、その解体そのものについての規定は昭和三十年にはつくられています。つまり今日まで二十年たっているわけです。

だから制定時点を見れば、そこから三十年ないし四十一年のことも大体想定して規定はつくられていました。この間問題になりましたのは、現在のこの規制法の中で再処理工場と定義されています。この間問題になりましたのは、現

在のこの規制法の中で再処理工場と定義されています。この間問題になりましたのは、現在

のこの規制法の中で再処理工場と定義されています。この間問題になりましたのは、現在

ら全然ばらしてしまつるものまで当然考えられるわけがございますので、どういうふうに持つていくのが一番安全で、ある意味では経済的かといふうなことをこれから研究しなければいけない問題だと思います。

決まりましたのは三十年の十二月でございました。

○瀬崎委員 この実用発電炉の解体については、再処理工場の解体の場合と違つて、一応原子力委員会に専門部会等もつづつて検討されているとか、国際的にも検討されているという段階ではあつても、なお十年あるいは二十年先、こういうことなんでしょう。ところが、その解体そのものについての規定は昭和三十年にはつくられています。つまり今日まで二十年たっているわけです。

だから制定時点を見れば、そこから三十年ないし四十一年のことも大体想定して規定はつくられていました。この間問題になりましたのは、現在

のこの規制法の中で再処理工場と定義されています。この間問題になりましたのは、現在

おきましては、解体の方法であるとか解体工事の工程であるとか、当然放射性物質による汚染物がござりますので、その処理、処分の方法、この点につきまして厳重に安全の規制ができるよう制度をあらかじめ整備させていただくということです。

○瀬崎委員 再処理工場の解体問題というのは、先ほどの牧村局長の答弁からいけば、少なくとも使用できる期間約二十年、そこから数年ないしは十年、あるいはそれ以上冷却期間を置いて、それから初めて解体問題が起つてくる。だから、現在から見れば、これも三十数年から四十年以上先の話であるけれども、やはり危険度とか災害防止の観点から、現在技術的には未確立であつても一応法律に規定したのだ、こうおっしゃるわけであります。

○瀬崎委員 再処理工場の解体問題というのは、先ほどの牧村局長の答弁からいえば、少なくとも使用できる期間約二十年、そこから数年ないしは十年、あるいはそれ以上冷却期間を置いて、それから初めて解体問題が起つてくる。だから、現在から見れば、これも三十数年から四十年以上先の話であるけれども、やはり危険度とか災害防止の観点から、現在技術的には未確立であつても一応法律に規定したのだ、こうおっしゃるわけであります。それだったら私は言いたいのです。永久処分の問題だつて、現在の法律に網をかぶせていないなら、なぜ同時にここで出しておかないのでしょう。しかし、この間の答弁では、いずれ再処理工場においても三十年の期間のうちには永久処分の問題も起つてくる、慎重な検討を加える時間は十分にあるとおっしゃっています。確かに十分な時間がはあるでしょう。あるけれども、一方解体の方については、もう四十年先のことまで今回法文に入れようというなら、一時貯蔵、こういう境界で区分して、永久処分は国が管理するのだ、そういうことくらいは一通り解体の規定といつたつて、結局これは再処理業者が行うということを法律上うたつただけのことなんです。それなら永久処分は国が管理する、こういうことはうたえるはずだと思うのですが、なぜそれを同時に行わなかつたのですか。

○牧村政府委員 現在の法律並びに府令等、規制の規定によると、気体状のものは低レベルのものにつきましてはもちろん排出が可能でございますが、排出基準に従いますと高レベルのものは

おきましては、解体の方法であるとか解体工事の工程であるとか、当然放射性物質による汚染物がござりますので、その処理、処分の方法、この点につきまして厳重に安全の規制ができるよう制度をあらかじめ整備させていただくということです。

できないことになります。固体状のものは現在保管廃棄か長官の承認を得た場合にのみ海洋投棄が可能になつております。

これはひつくり返して申しますと、高レベルの海洋投棄は、長官が承認を与えた場合には可能でございますけれども、先般の基本法の改正に伴います規制法の改正によりまして、いま府令を改正手続中でございます。固体状のものは、保管廃棄が低レベルのもののみ海洋投棄できることにいたしました。海洋投棄につきましてはきわめて厳しい基準でもつて、特別の許可を与えた上で投棄させることで、高レベルの投棄は不可能な形にいたしたいと考えておるわけでございます。したがいまして、そのような考え方から申しますと、規制法におきます処理、処分のうち、長期の廃棄処分につきましては、当分施設内におきまして保管廃棄させることを考えておるわけでございます。

先生御指摘ではございますけれども、地層等に

永久処分する方法につきましては、いろいろな研究開発の問題がございまして、きわめて時間もかかる問題でございます。しかも、この廃棄物は非常に長期にわたる半減期を持つた廃棄物でございますので、これを国がいかに管理して安全に処分させるかという方策につきましても、なお自信を持って申し上げる段階にはございません。

したがいまして、先ほどの解体の条項が非常に

長期であるという御指摘ではござりますけれども、この高レベルの固体廃棄物の処分は、さらに非常に先の話でございます。それと、この廃棄物の地層処分につきましての工学的、化学的な知見も、予想される技術につきましてなお不明な点が多いわけでございます。したがいまして、私どもいたしましては当分、高レベルの永久処分につきましては法令的に禁止しておきまして、研究開発の段階を過ぎまして規制を行ひ得る、あるいは國の管理を行うかという方策が決まりました段階で明確にしていきたいと考えまして、先生御指摘の点につきましては改正をしていないという

ことですございます。固体状のものは現在保管廃棄か長官の承認を得た場合にのみ海洋投棄が可能になつております。海洋投棄は、長官が承認を与えた場合には可能でございますけれども、先般の基本法の改正に伴います規制法の改正によりまして、いま府令を改正手続中でございます。固体状のものは、保管廃棄が低レベルのもののみ海洋投棄できることにいたしました。海洋投棄につきましてはきわめて厳しい基準でもつて、特別の許可を与えた上で投棄させることで、高レベルの投棄は不可能な形にいたしたいと考えておるわけでございます。したがいまして、そのような考え方から申しますと、規制法におきます処理、処分のうち、長期の廃棄処分につきましては、当分施設内におきまして保管廃棄させることを考えておるわけでございます。

先生御指摘ではございますけれども、地層等に

永久処分する方法につきましては、なおいろいろな研究開発の問題がございまして、きわめて時間

もかかる問題でございます。しかも、この廃棄物

は非常に長期にわたる半減期を持つた廃棄物でございまして、これを国がいかに管理して安全に

処分させるかという方策につきましても、なお自

信を持って申し上げる段階にはございません。

したがいまして、先ほどの解体の条項が非常に

长期であるという御指摘ではござりますけれども、この高レベルの固体廃棄物の処分は、さらに

非常に先の話でございます。それと、この廃棄物の地層処分につきましての工学的、化学的な知見も、予想される技術につきましてなお不明な点が多いわけでございます。したがいまして、私どもいたしましては当分、高レベルの永久処分につきましては法令的に禁止しておきまして、研究開発の段階を過ぎまして規制を行ひ得る、あるいは國の管理を行うかという方策が決まりました段階で明確にしていきたいと考えまして、先生御指摘の点につきましては改正をしていないという

ことでございます。
○瀬崎委員 結局、私の疑問には答えていないと

思うのですよ。原子炉施設の方の解体問題だつて、要するに技術未確立のまま、しかも数十年先に

か起こらないことを危険防止のたてまえからちやんと法律上入れたというのでしょうか。そういう点

は規定がない、全然網をかぶっていない、そこは

で言うならば、同様に危険度の非常に高い高レベ

ル廃液の永久処分について、技術的なことをうた

うかうたわなければ別問題にして、現在の法律に

は規定がない、全然網をかぶっていない、そこは

抜けているということだけははつきり答弁され

たのですから、その部分について管理者が民間に

移るときに、民間ではなくて国である、このくら

いのことをうたうのが当然だ。野放しにはうつて

おくのは完全に片手落ちで、われわれとしてはそ

ういう法案を認めがたい、私はこういうことを強

く言つておきたいと思うのです。

時間が来ておりますから最後に、これは山野原

子力局長に尋ねたいのです。山野氏は山野氏で、

いわゆる永久処分の問題について、法律に規定さ

れていない理由をこう答えられているのです。

「このようない新らしい技術につきましては、その技

術開発のテンボに応じましてある程度そういう関

連する法案につきまして提出の時間的な差がある

といふものもまたやむを得ない」なるほどこの解

説を持つて申し上げる段階にはございません。

したがいまして、先ほどの解体の条項が非常に

長期間であるという御指摘ではござりますけれども、この高レベルの固体廃棄物の処分は、さらに

非常に先の話でございます。それと、この廃棄物の地層処分につきましての工学的、化学的な知見も、予想される技術につきましてなお不明な点が多いわけでございます。したがいまして、私どもいたしましては当分、高レベルの永久処分につきましては法令的に禁止しておきまして、研究開発の段階を過ぎまして規制を行ひ得る、あるいは國の管理を行うかという方策が決まりました段階で明確にしていきたいと考えまして、先生御指摘の点につきましては改正をしていないという

ことでございます。

○瀬崎委員 もう時間が来ているので終わりたい

のですが、私が聞いているのは、この前の山野局長

の答弁中に、法律化することが必要であったとし

ても、技術を伴うような条項についてはその提案

時期にすれか起こることはやむを得ない、こうい

うことをおつしやつておるわけです。だから、そ

ういう点で言えば解体というものを今度の改正の中

が、いまの政策的な判断として、永久処分につい

べき措置」というのが規定されておりまして、放

射性廃棄物の廃棄につきましては、高レベルの廃

棄物の処理、処分を含めて規制が及んでおるわけ

でございます。及んでおるわけではございま

す。
○牧村政府委員 私から若干補足させていただき

たいと思います。

現在の規制法におきまして「保安のために講ず

べき措置」というのが規定されておりまして、放

射性廃棄物の廃棄につきましては、高レベルの廃

棄物の処理、処分を含めて規制が及んでおるわけ

でございます。及んでおるわけではございま

す。
○山野政府委員 放射性廃棄物の処理、処分につ

いていいます。
○瀬崎委員 ましまして法的はどうなっておるかというの

は、た

だいま安全局長が答弁しましたとおり、法的規

制の空白部分があるということではないという

ことはそのとおりでございます。前回私の答弁で、民

間が行う再処理の範囲に高レベル廃棄物の最終的

な処分は含まれないという趣旨の御答弁を申し上

げましたのは、原子力委員会が五十一年の十月に

高レベル廃棄物の処理、処分の方針を決定してお

られたわけありますが、その中で高レベル廃棄

物の固化処理と一時貯蔵というものは再処理事業

者が行うけれども、永久的処分については国が責

任を負うというような方針を決めておられるわけ

が立たないからこれは法律に載せないと言つた

が、私はこの前の答弁は納得できる。だがいまの

牧村局長の答弁のように、発電炉の方がようやく

手がつきかけておる、この再処理工場の方は、使つ

てないところは閉鎖している程度の問題で、技術

的な解体廃棄の方法はまだ全然手がついていな

い、そういう点では全く同じなんです。解体の方

が立たないからこれは法律に載せないと言つた

が立たないからこれは法律に載せないと言つた

後のことになります。それで、この前の答弁は

考へておるわけでございまして、そういう政策的

な配慮から今後民間再処理事業者には廃棄物の永

久処分をやらせないという趣旨の答弁を申し上げ

てございましたが、そういう趣旨で申し上げたわけ

でございまして、今後この原子力委員会の決めた政策

といふものをいづれ法定化するかどうかと云うこ

とは、廃棄物についての今後の研究開発の進展に

応じて慎重に検討していくといった運びになろう

かと思います。

○山野政府委員 高レベル廃棄物の処分につきま

して、これは法的に空白部分があるということであ

れば、まさに先生の御指摘のとおりだと考へる

わけでござりますが、少なくとも体系的には法律

的に空白部分はないわけござりますので、法的

に手当てがついていないということではないと思う

わけござります。そこで、現在の法的な手當てと

いうものをさらに原子力委員会の政策を織り込ん

だるものに変えていくかどうかということについて

は、今後の研究開発の成果を見て決めてまいりた

い、こう申し上げておるわけでござりますので、

い、こう申し上げておるわけでござりますので、

第七十一条第九項中「又は加工事業者」を「加工事業者又は再処理事業者」に改め、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」の下に「(再処理)の事業を行う場合における動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所に対するものにあつては、内閣総理大臣」を加え、「再処理事業者」を削る。

第七十二条中「第三条第一項」の下に「若しくは第四十四条第一項」を、「第三十九条第一項」を、「第三十九条第一項」の下に「第四十四条の四第一項」を、「第十条」の下に「若しくは第四十六条の七」を加える。

第七十四条の二第一項第一号中「第三条第一項」の下に「及び第四十四条第一項」を加え、同項第二号中「及び第三十九条第一項」を、「第三十九条第一項及び第四十四条の四第一項」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二の二 第四十四条第三項及び第四十四条の四第二項の規定による承認

第七十四条の二第一項第二号中「及び第三十一條第一項」を、「第三十二条第一項」及び第四十六条の五第一項に改め、同項第四号中「第十条第一項」の下に「及び第四十六条の七第一項」を加え、「及び同条第二項」を並びに第十条第二項及び第四十六条の七第二項に改める。

第七十五条の二第一項第二号中「第三条第一項」の下に「又は第四十四条第一項を加え、同条第二号中「第三条第一項若しくは第二項」の下に「第四十四条の四第一項」を加え、同条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

三 第四十四条第三項又は第四十四条の四第三項の承認を受けようとする者

第七十七条第二号中「又は第二十条第二項」に「、第二十条第二項又は第四十六条の七第二項」に改め、同条第七号を次のように改める。

七 第四十四条第一項の指定を受けないで再処理の事業を行つた者

七十七第七号の次に次の二号を加える。

第七十八条第五号の次に次の二号を加える。
五の二 第四十四条の四第一項又は第三項の規定により許可又は承認を受けなければならぬ事項について、これらの規定による許可又は承認を受けないで第四十四条第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更した者

第七十九条第四号の次に次の二号を加える。
四の二 第五十条の二第一項の規定による届出をしないで再処理施設を解体し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者

第八十二条第一号中「若しくは第十七条」を、「第十七条若しくは第四十六条の三」に改め、同条第二号中「第三十条」の下に「若しくは第四十六条の四」を加える。

第八十三条中「第三十二条第二項」の下に「、第四十四条の四第二項若しくは第四項、第四十六条の六第二項」を加える。

二の二 第五十九条第一項第三号中「及び第三十一條第一項」の下に「第三十二条第二項」の下に「、第四十四条の四第二項若しくは第四項、第四十六条の六第二項」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に動力炉・核燃料開発事業団が設置し、又は設置に着手している法律による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下この条において「新法」という。)第四十四条第三項の承認があつたものとみなして、新法の規定を適用する。

二 動力炉・核燃料開発事業団は、前項の規定の適用を受ける再処理施設について、新法第四十条第三項の承認を申請する場合に必要とされる事項を記載した書類を、この法律の施行の日

から六十日以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

この法律の施行の際現にこの法律による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十六条第一項の規定による検査についてされている申請は、新法第四十六条第一項の規定による検査についてされた申請とみなす。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)
第三条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 規制法第四十四条第一項の指定を受けた者

二の二 規制法第四十四条第一項の指定を受ける。

理 由

原子力の平和利用及び安全の確保を図りつつ核燃料物質の再処理を計画的に進めるため、核燃料物質の再処理の事業について、指定制度を設けることによりその再処理の事業を行ふことができる者の範囲を拡大するとともにその規制の充実強化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

科学技術振興対策特別委員会議録第一号中正誤表
一 段 行 誤 正
二 段 行 誤 提出いたし
三 段 行 誤 提出いたし

昭和五十三年十月二十七日印刷

昭和五十三年十月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局